

令和 5 年 2 月例会次第（令和 5 年 2 月 25 日開催）

1、会長挨拶

2、報告事項

【会員の状況】 令和 5 年 1 月

(1) 会員の状況

A会員： 143 名、 B会員： 165 名、 合計： 308 名

【総 務 部】

【総 務】

(1) 「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

医療機関が保有する診療情報の提供する際の留意事項については「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成 15 年 9 月 12 日付医政発第 0912001 号）において示されている。

「診療情報の提供等に関する指針について（周知）」（平成 30 年 7 月 20 日付医政医発 0702 第 2 号）においては、診療記録の開示に当たって留意すべき点が示されている。

今般、厚生労働省医政局から標記指針を次のとおり改正する旨の通知があった。

【改正の概要】

- ・診療記録の開示に関する手続について、オンラインによる申立てを行うことが可能な医療機関においては、本人確認の手続を整備し、ホームページ等に公表した上で、オンラインによる申立てが可能であることを明記する。（指針 7 (3) ①関係）
- ・開示の申立てを受けた医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聞いた上で、速やかに診療記録の開示の可否を決定し、申立人に通知することとなっており、開示を認める場合には日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定できるが、開示まで一定期間を要する場合には申立人に対して一定の応答を行うことが望ましいとする。（指針 7 (3) ③関係）

(2) 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第 2 版）について

医療法に基づく医療に関する広告規制の具体的な運用については、これまでに厚生労働省から「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成 30 年 5 月 8 日付医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知 別添 3、最終改正：令和 4 年 12 月 28 日）及び「医療広告ガイドラインに関する Q&A」（平成 30 年 8 月 10 日付厚生労働省医政局総務課事務連絡 別添、最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）が示されている。

また、医療に関する広告規制への関係者の理解を深めるためにわかりやすく解説した「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」（令和 3 年 7 月 26 日付厚生労働省医政局総務課事務連絡 別紙）が示されている。

今般、「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第 2 版）」が作成され、修正や新規項目追加等の更新がなされた。最新版が下記 HP に掲載されているので、ご確認いただきたい。

○厚生労働省ウェブサイト「医療法における病院等の広告規制について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/index.html

(3) 都道府県労働局への「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口の設置について

人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野において、職業紹介事業者を利用した際に職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースが発生していることから、2 月 1 日付で各都道府県労働局にこれらの分野の求人者を対象とした特別相談窓口が設置された。問題等が生じた場合には、窓口へご相談されたい。

併せて、厚生労働省では、求人者が適正な職業紹介事業者を選定することができるよう「医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度」により適正と認定した事業者

について公表しているので本制度を活用されたい。

○「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口

滋賀労働局 需給調整事業室 TEL：077-526-8617

厚生労働省 HP 労働者派遣事業・職業紹介事業等・募集情報等提供事業

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/index.html

○医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度(委託先：日本人材紹介事業協会)

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>

(4) 今後の 新型コロナワクチン接種 について…………… (総務資料 1) p.1

(5) 診療・検査医療機関の受診者数等のオンライン報告への移行について
…………… (総務資料 2) p.5

(6) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について (ワクチン接種も含む) …………… (総務資料 3) p.23

(7) 「マスク着用の考え方の見直し等について」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」について …………… (総務資料 4) p.35

①「マスク着用の考え方の見直し等について」

(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

②「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更」(令和5年2月10日)

(主な点)

・令和5年5月8日から5類感染症に位置づける

・「マスク着用の考え方」の見直し、マスクの着用が効果的である場面などが示された

(8) 原油価格・物価高騰対策支援金(医療機関等および薬局)の支給について
…………… (総務資料 5) p.40

(9) オンライン資格確認の導入原則義務化(令和5年4月)への対応について
…………… (総務資料 6) p.42

(10) 「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送、および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について… (総務資料 7) p.50

(11) トルコ・シリア地震への医療支援について(お願い) …………… (総務資料 8) p.58

(12) 医療安全管理研修会(オンデマンド研修)について…………… (総務資料 9) p.61

・本年度も参集型研修会は開催せず、各医療機関において院内研修を実施する際に使用できる研修資料を作成したので、1医療機関に1部配布いたします。

・テーマ

①研修「医療事故 ～過失と因果関係～」

②研修「採血時の神経損傷事故の対応」 ※資料提供：損害保険ジャパン株式会社

☆講義動画は県医師会ホームページ 会員専用ページに掲載済

・医療機関の管理者には、医療法に基づき、職員に対する安全管理のための研修や院内感染対策の研修を年

2 回程度定期的に開催するとともに、研修の実施状況を記録することが義務付けられているので、各医療機関において、本資料をもとに院内研修を実施していただくようお願いします。

- (13) 第 31 回日本医学会総会における産業医セッションについて… (総務資料 10) p.64
日程：令和 5 年 4 月 21 日 (金)～令和 5 年 4 月 23 日 (日)
サテライト会場：県医師会 3 階会議室

- (14) 強盗被害、特殊詐欺被害防止のための滋賀県警察本部からのお願いについて
…………… (総務資料 11) p.68

昨今の強盗被害、特殊詐欺被害を防止するため、受診患者、特に高齢者に対して下記の事項について、医療機関の待合室にチラシを掲示いただくなど啓発をお願いします。

- ・住宅に侵入する強盗被害の防止対策 (「SHIGA ポリス NEWS Vol.3」)
- ・特殊詐欺被害の防止対策 (「SHIGA ポリス NEWS Vol.5」)

- (15) 医療福祉拠点整備の方向性について…………… (総務資料 12) p.73

- (16) 令和 4 年度 第 2 回肺がん健診従事者講習会 (Zoom) の開催について
令和 4 年度 消化器 (胃) がん検診従事者講習会 (Zoom) の開催について
…………… (総務資料 13) p.74

- (17) 2023 年度 日本医師会「医療安全推進者養成講座」の受講者募集について
…………… (総務資料 14) p.79

- (18) 第 7 回草津栗東認知症連携カンファレンスの開催のご案内… (総務資料 15) p.82

- (19) 『薬局による腎機能数値の積極的な把握と腎機能共有ツールの作成』に関する
モデル事業へのご協力のお願い…………… (総務資料 16) p.84

- (20) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)
…………… (総務資料 17) p.87

社会福祉法人恩賜財団済生会守山市民病院、社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター
東近江敬愛病院・医療法人恭昭会彦根中央病院・公益財団法人豊郷病院
長浜市立湖北病院・長浜赤十字病院・高島市民病院
医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院
独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院

[医 療 情 報]

- (1) 厚生労働省委託事業「令和 4 年度医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初動対応支援・調査事業」にかかる研修の追加開催について
標記事業については、令和 5 年 1 月 19 日付の本会発行の会員へのお知らせ (行政・日本医師会など関係機関からの連絡事項) に掲載したところであるが、今般、研修の追加開催が決定した旨の通知があった。詳細は下記のとおりであるので、活用されたい。

【追加分】・研修名称：初学者・医療従事者向け研修

- ・研修方法：オンライン研修
- ・研修日時：3月3日（金）16：00～（1時間程度）
- ・申込方法：医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイトより申込
URL：<https://mhlw-training.saj.or.jp/>
- ・申込締切：2月27日（月）※予定
- ・研修実施事業者：一般社団法人ソフトウェア協会

本件に関する問合せ先

- 【事業主体】厚生労働省医政局医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（岡本、樋口）
TEL:03-5253-1111（内線 2684） E-mail：igishitsu@mhlw.go.jp
- 【事業委託先・事務局】一般社団法人 ソフトウェア協会（和田）
E-mail：mist-sajinfo@saj.or.jp

【学 術 部】

[医 療 安 全]

（１）医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 194 テスト肺使用による人工呼吸器回路の再接続忘れ」について

体位変換などの際、人工吸気の回路を患者から外しテスト肺を接続したため、人工呼吸器のアラームが鳴らず、患者に回路を再接続していないことに気付くのが遅れた事例が3件報告されているのでご留意願いたい（集計期間：2019年1月1日～2022年11月30日）。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

・人工呼吸器を装着している患者のもとを離れる際は、回路が患者に接続されていることや、患者の胸郭の動きを確認する。

詳細は、公益財団法人日本医療機能評価機構 HP を参照 <https://www.med-safe.jp/>

（２）「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されているのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00007.html

☆令和5年1月12日付け

①ヒドロキシエチルデンプン：血液代用剤

禁忌・慎重投与（新設）、警告・使用上の注意・その他の注意（改訂）

☆令和5年1月17日付け

①アセトアミノフェン（経口剤、坐剤）ほか：解熱鎮痛消炎剤・総合感冒剤・鎮咳剤

重大な副作用（新設）：薬剤性過敏症症候群

②クロピドグレル硫酸塩：その他の血液・体液用薬

重大な副作用（新設）：インスリン自己免疫症候群、臨床使用に基づきその他の注意が改訂

③ビスホスホネート系薬剤を使用した腎機能障害患者に対する注意：アレンドロン酸ナトリウム水和物、イバンドロン酸ナトリウム水和物、エチドロン酸二ナトリウム、ゾレドロン酸水和物（骨粗鬆症の効能を有する製剤）、ミノドロン酸水和物、リセドロン酸ナトリウム水和物

④イバンドロン酸ナトリウム水和物：他に分類されない代謝性医薬品

特定の背景を有する患者に関する注意：急性熱性好中球性皮膚症（Sweet症候群）

⑤ヒドロキシクロロキン硫酸塩：他に分類されない代謝性医薬品

重大な副作用（追加）：急性熱性好中球性皮膚症（Sweet症候群）

⑥イマチニブメシル酸塩：その他の腫瘍用薬

重大な副作用（新設）：天疱瘡

⑦経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：ワクチン類

副反応（新設）：アナフィラキシー

【保 険 部】

(1) 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
【日医発第 2042 号】

（県医師会報 2 月号の 52～55 ページに掲載済）

(2) 令和 5 年 4 月 1 日からの診療報酬上の特例措置について 【日医発第 2069 号】

（県医師会報 2 月号の 65～70 ページに掲載済）

(3) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算における「令和 5 年 12 月 31 日までに電子情報
処理組織を使用した診療報酬請求を開始する旨の届出」の取扱いについて【日医発第 2069 号】

（県医師会報 2 月号の 71～72 ページに掲載済）

(4) 電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて 【日医発第 2001 号】

（県医師会報 2 月号の 56～57 ページに掲載済）

(5) オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関
する Q & A（その 2）について 【日医発第 2002 号】

（県医師会報 2 月号の 57～58 ページに掲載済）

(6) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 2093 号】

（新たに保険適用が認められた検査 ー令和 5 年 2 月 1 日適用ー）

（県医師会報 3 月号に掲載予定）（日医雑誌 4 月号にも掲載される予定）

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療
機器等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>

(7) 疑義解釈資料（その 41）について 【日医発第 2039 号】

（県医師会報 2 月号の 58 ページに掲載済）

(8) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出キット「BIOCREDIT Covid-19 抗原検査キ
ット Nasal」（株式会社ジオメディ）の保険適用について〔疑義解釈資料（その 38）より〕

【日医発第 1970 号】

※R5.1.12 保険適用

(9) SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出キット「SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
Ⅱ」（ロシュ・ダイアグノスティックス株式会社）の保険適用について〔疑義解釈資料
（その 40）より〕 【日医発第 1985 号】

※R5.1.18 保険適用

(10) 疑義解釈資料（その 37）について 【日医発第 1969 号】

※不妊治療関連

(11) 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について
【日医発第 2091 号】

(日医雑誌 4 月号にも掲載される予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済

(12) 官報掲載事項の一部訂正について 【日医発第 2072 号】

(13) 医療機器の保険適用について (2 月 1 日保険適用分) 及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 2092 号】【日医発第 2068 号】【日医発第 2120 号】

(14) 共済組合員証の無効について

①法務省共済組合近畿地方更生保護委員会支部 (保険者番号 31270085)

記号・番号	無効年月日	無効事由	備 考
113 20003040	R5. 1. 16	亡失のため	当該組合員は大阪府堺市在住

②裁判所共済組合大津支部 (保険者番号 31250152)

記号・番号	無効年月日	無効事由	備 考
125 220591	R5. 1. 20	紛失のため	当該組合員は大阪府大阪市在住

(①、②ともに県医師会報 2 月号の 59 ページに掲載済)

(15) 令和 4 年度に実施される中医協関係の調査について (再周知)

【日医発第 2009 号】

- ・厚生労働省が令和 4 年度診療報酬改定の結果検証に係る調査等を実施しているが、本調査の回収率が低いことから、提出期限 (1 月 10 日) が 2 月中旬頃まで延長されました。
- ・調査対象施設には委託業者から直接調査票が送付されています。本調査結果は、中医協における次回診療報酬改定の検討の際、医療現場の実態を把握するための重要なデータとなる点にご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

(16) 電子処方箋の運用開始について 【日医発第 2038 号】

(県医師会報 2 月号の 75～82 ページに掲載済)

〔その他〕

(17) 地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準における「慢性疾患の指導に係る適切な研修」の単位取得方法について

(県医師会報 2 月号の 62 ページを参照)

- ・慢性疾患の指導に係る適切な研修の実績に日本医師会生涯教育制度を利用する場合は、必須の 4 つのカリキュラムコード (※) を含め、20 時間全て e-ラーニングによる受講でも認められる。
- ・この取扱いは、既に届出を行っている医療機関・新規届出を行う医療機関のいずれにも適用されるので、座学研修の代わりとして、積極的かつ有効的に「日本医師会生涯教育 online」の e-ラーニングを活用いただきたい。(日医 e-ラーニングについては県医師会報 2 月号 86 ページを参照)

※29. 認知能の障害、74. 高血圧症、75. 脂質異常症、76. 糖尿病についてはそれぞれ1時間以上必ず受講すること。

【公衆衛生部】

[地域保健]

(1) 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

今般、下記のとおり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種の実施方法として、9価HPVワクチンによる接種が追加され、令和5年4月1日から施行される。

- ・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射した後、3月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする方法

(2) 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 第9.0版」について

今般、同手引きについて、新たな知見を踏まえて第9.0版として更新された。主な改訂部分は下記のとおり。

1. 病原体・疫学
 - 病原体・国内発生状況・海外発生状況を更新
2. 臨床像
 - 臨床像・重症化リスク因子・合併症
 - ・小児例の特徴・妊婦例の特徴
3. 症例定義・診断・届出
 - 症例定義・血清診断・届出を更新
4. 重症度分類とマネジメント
 - 序文・軽症・中等症・重症・ECMO・血液浄化療法・妊産婦の管理・図を更新
 - 薬物療法のポイントをレイアウト上新設
 - 高齢者の管理・小児の管理を独立して追加
5. 薬物療法
 - 抗ウイルス薬（ゾコーバの追加）/中和抗体薬/免疫抑制・調節薬/妊婦に対する薬物療法/日本国内で開発中の主な薬剤を更新
6. 院内感染対策
 - 序文・个人防护具・環境整備・廃棄物・死後のケア
 - ・職員の健康管理・医療従事者が濃厚接触者となった場合の考え方
 - ・感染予防策を実施する期間・妊婦および新生児への対応を更新
7. 退院基準・解除基準
 - 退院基準・宿泊療養など解除基準の図をわかりやすく修正

詳細は、厚生労働省 HP を参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について（10.0版）

今般、同手引きが改訂された。モデルナ社の従来ワクチンを特例臨時接種で使用しないこととなったことから関係の記載を削除・改訂したことが、主な改訂内容である。

詳細は、厚生労働省 HP を参照 <https://www.mhlw.go.jp/content/000971813.pdf>

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」登載一覧

- 1/25（水）感染症週報（令和5年度第2週）
- 1/26（木）NHK BS1の特別番組にて、淡海医療センターの取り組みが紹介されることとなりました
- 1/26（木）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（ゾコーバ錠125mg）使用

にあたっての注意喚起について

- 1/30 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 1月29日
- 1/30 (月) インフルエンザ抗原検査キットの発注等について (協力依頼)
- 2/1 (水) 予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
- 2/1 (水) 医療機関・健康フォローアップセンターからの日次報告の方法について
- 2/2 (木) 【国立感染症研究所発】サル痘対応に関する医療機関向け臨時セミナー_オンデマンド再配信について
- 2/2 (木) 大津赤十字病院「ご紹介患者さま担当医師名一覧表」等
- 2/3 (金) 感染症サーベイランスシステム (NESID) のオンライン届出への移行について
- 2/3 (金) 【滋賀医科大学病院】外来診察医予定表
- 2/3 (金) 草津栗東医師会主催【地域保健研修会】の開催について
- 2/6 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 2月5日
- 2/6 (月) 乾燥ヘモフィルスb型ワクチンの針なしシリンジ製品の供給開始について
- 2/9 (木) 季節性インフルエンザの注意報が発令されました
- 2/10 (金) 感染症週報 (令和5年度第5週)
- 2/14 (火) 【日医発】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (10.0版)
- 2/15 (水) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
- 2/15 (水) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)」の一部改正について
- 2/15 (水) 「子ども予防接種週間」の実施について
- 2/16 (木) 「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第9.0 版」
- 2/16 (木) パキロビッドパックの使用期限の取扱いについて
- 2/16 (木) 今後の 新型コロナワクチン接種 について
- 2/16 (木) マスク着用の考え方の見直し等について
- 2/20 (月) 原油価格・物価高騰対策支援金 (医療機関等および薬局) のご案内 (滋賀県医師会会員専用ホームページへのリンク)
- 2/20 (月) 湖南広域休日急病診療所 診療 (受付) 状況速報 2月19日

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内…………… (総務資料 18) p.90

6、滋賀県医師会 2月以降 行事予定表…………… (総務資料 19) p.91

7、当医師会の3月行事予定表…………… (総務資料 20) p.96

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. ナガイレーベン春のキャンペーンのご案内

ナガイレーベン春のキャンペーンを3月1日～5月31日まで実施いたします。キャンペーン期間中は、ナガイレーベンの白衣・看護衣が、セレクト商品カタログ「Seed℃」掲載価格より全商品30%OFFでご購入いただけます。今月初めにお送りしております「医師協スクエア」に同封しておりますので、専用注文用紙をご利用のうえFAXにてご注文ください。

2. 新刊書籍のご案内

毎年多くの先生からご注文いただいております「今日の治療薬」、「今日の治療指針」、「治療薬マニュアル」が1月に発刊されました。また、4月には薬価基準改定にあわせて「薬価点数早見表（令和5年4月改正版）」、「効能・用法薬価表（2023年4月版）」が発刊されます。当組合にお申込みいただくと全書籍が10%OFF・送料無料でお求めいただけます。ご注文は「医師協スクエア」に同封いたしました注文用紙にご記入いただき、FAXにてご注文ください。

3. 医療機器等への備えは万全ですか？

思いがけない事故で医療機器にトラブルが発生し、修理費用が高額になってしまったご経験はございませんか？火災保険では、契約内容によりますが、火災以外の事故として「破損・汚損等」や「電氣的・機械的事故」による損害も補償されます。幅広い補償に加入しておくことで万全な医業経営に結びつくため、これを機に加入されている火災保険の見直しをおすすめします。詳細につきましては、当組合福祉課までお気軽にお問い合わせください。

●破損・汚損等の事故（事例）

・医療器具を落として破損	・医療機器と従業員が接触して破損
・コードを引っかけて医療機器が破損	・パソコンに飲み物をこぼして破損

●電氣的・機械的な事故（事例）

・医療機器が突然ショートした	・診療所のレントゲンが作動しない
・診療所のエアコンがスパークし故障	・医療機器が過電流により故障

4. 滋賀県医師協同組合 第57期通常総代会のご案内

第57期通常総代会につきましては次のとおり開催予定です。総代の先生方におかれましてはご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

日時：令和5年5月20日（土）16時00分より

会場：びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海2階

事務連絡
令和5年2月8日

各 都道府県
市町村
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

今後の新型コロナワクチン接種について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今後の新型コロナワクチン接種の在り方については、「今後の新型コロナワクチン接種について」（令和4年12月13日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡）において、検討を開始した旨をお知らせしたところです。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、「ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づいて実施することとなる。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。」との方針をお示したところです。

本日開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（以下「基本方針部会」という。）において、今後の新型コロナワクチン接種の在り方に係る技術的論点について取りまとめが行われたため、下記のとおり、その内容についてお知らせいたします。

今後は、基本方針部会における取りまとめを踏まえて、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で議論を行い、3月上旬までに最終的な結論を得ることとしておりますが、引き続き、審議会開催等の都度、その状況をお知らせしていくこととしておりますので、各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、今後の情報を踏まえて順次必要な準備を進めていただくようお願いいたします。

記

本日開催された基本方針部会においては、以下の見解が取りまとめられた。

1. 2023年度の接種の方針について

①接種の目的及び対象者

まずは、重症者を減らすことを目的とし、重症化リスクが高い者を対象とするが、それ以外の者に対しても接種の機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種の対象としてはどうか。

なお、小児（5歳以上11歳以下の者をいう。以下同じ。）及び乳幼児（生後6月以上4歳以下の者をいう。以下同じ。）については、現時点で従来型ワクチンしか使用できないが、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を行うべきである。

②接種スケジュール

秋冬に次の接種を行うべきではないか。

ただし、今後の感染拡大、変異株の状況やワクチンの持続期間に係る新たなデータ、諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者はもとより、健常人であっても重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種の必要性に留意する必要がある。

③使用するワクチン

現時点においては、今後の新型コロナウイルスの変異の予見が困難であるため、当面の間、広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち、現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。

なお、オミクロン株を含む幅広い抗原に対する免疫を獲得するために、現在従来型ワクチンを用いている初回接種や、小児及び乳幼児の接種についても、薬事上使用可能なワクチンがあることを前提に、オミクロン株対応2価ワクチンに早急に切り替えていくことが望ましい。

ただし、今後、さらに新型コロナウイルスの変異に関する知見が蓄積され、仮に流行する株の予測が一定程度可能となれば、流行株へのより特異的な免疫を獲得する観点から、流行すると考えられる株の成分のみを含んだワクチンを使用することも考えられる。

こうした考え方を踏まえ、2023年の秋冬に使用するワクチンについては引き続き、上位の審議会において検討を進め、2023年度早期に結論を得るべきである。

2. 2024年度の接種について

2024年度の接種の在り方については、今回の検討で得られた考察に加え、新たに得られる知見を注視し、2023年中に結論を得られるよう検討を行う必要がある。

また、今後の薬事承認等を踏まえ、新たに別のワクチンが利用可能となった場合、接種に使用するかどうかについては、引き続き、順次検討を行う必要がある。

以上

新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年2月25日 草津市・栗東市

1. 接種実績（2月20日時点VRSより【滋賀県提供資料より抜粋】）

①オミクロン株対応ワクチンの接種状況

草津市		栗東市		滋賀県		全国	
接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
56,157回	46.4%	26,949回	43.8%	592,853回	46.9%	54,731,485回	47.9%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

121,136人

栗東市人口

61,504人

滋賀県人口

1,264,720人

全国人口

114,150,772人

②小児（5～11 歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	1,835回	18.4%	914回	17.7%	16,424回	17.4%	1,755,485回	24.0%
2回目	1,783回	17.9%	886回	17.1%	15,718回	16.7%	1,692,097回	23.1%
3回目	701回	7.0%	308回	6.0%	5,865回	6.2%	644,860回	8.8%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

9,985人

栗東市人口

5,174人

滋賀県人口

94,152人

全国人口

7,317,297人

③乳幼児（6 か月～4 歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	154回	2.8%	59回	1.8%	1,126回	2.2%	156,551回	3.9%
2回目	137回	2.5%	52回	1.6%	970回	1.9%	131,946回	3.3%
3回目	38回	0.7%	7回	0.2%	222回	0.4%	29,427回	0.7%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

5,533人

栗東市人口

3,318人

滋賀県人口

50,679人

全国人口

4,005,601人

2. 両市の接種体制について

●集団接種

接種会場		期間	使用ワクチン	運営形態
草津市	エイス クエア	●令和5年3月4日（土）、18日（土） 実施予定	ファイザー社 2 価 ワクチン（BA.4-5）	一般財団法人京都 工場保健会委託
栗東市	アル・ プラザ 栗東	●令和5年3月4日（土）、5日（日）、 11日（土）、17日（金）、18日（土） に実施予定	ファイザー社 2 価 ワクチン（BA.4-5）	近江トラベル（株） 委託
設備の整った病院での接種：淡海医療センター、済生会滋賀県病院				

●個別接種

（令和5年2月20日現在）

	3～5回目接種		初回接種		小児接種 （初回・3回目）	乳幼児接種 （1～3回）	医療 機関数
	オミクロン株	うち条件なし	従来株	ノババックス			
草津市	48	22	9	1	7	7	103
栗東市	17	4	6	0	2	4	42
計	65	26	15	1	9	11	145

3. その他（情報提供）

●今後の新型コロナワクチン接種について

- 令和5年1月27日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定において、「新型コロナワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施し、令和5年4月以降においても、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。」との方針が示されました。
- 2023年度の接種の方針として、全ての者を対象とした秋冬の接種だけでなく、今後の感染拡大や諸外国の動向等を踏まえ、重症化リスクが高い者および重症化リスクの高い者に頻回に接触する者には、さらに追加して行う接種（秋冬を待たずに接種）の必要性を検討される予定です。
- 小児および乳幼児については、接種できる期間が短かったことから、当面、現在の接種を継続予定です。
- 今後は、3月上旬までに最終的な結論を得ることとされています。

※詳細につきましては、別紙 厚生労働省健康局予防接種担当参事官室「今後の新型コロナワクチン接種について(その2)」をご参照ください。

●小児（5～11歳）用2価ワクチン接種について（予定）

昨年10月13日、ファイザー社より小児に対するオミクロン株対応2価ワクチンの承認申請がなされており、2月27日の国の審議会において承認の可否が議論される見込みです。上記のとおり、接種期間延長と小児用2価ワクチンの薬事承認がなされることを前提として、3月上旬より、国からワクチンの配送も予定されています。両市の接種体制構築に向け、検討を進めて参りますので、御協力を賜りますようお願いいたします。正式に実施が決定いたしましたら、国の情報に基づき、御連絡させていただきます。

●モデルナ社ワクチン（12歳以上、1価：起源株）について

令和5年2月11日をもって、国が確保しているモデルナ社ワクチン（12歳以上、1価：起源株）すべての有効期限が到来し、供用を終了することとなりました。

令和5年2月16日

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

診療・検査医療機関の受診者数等のオンライン報告への移行について

1. 背景

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「「診療・検査医療機関（仮称）」の受診者数等の報告依頼について」（令和2年9月15日付け）及び「「診療・検査医療機関（仮称）」等における「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について」（令和2年10月9日付け）において、次のとおり示されております。

- 診療・検査医療機関の日々の受診者数等については、「医療機関等情報支援システム（G-MIS）」（以下「G-MIS」という。）における調査で報告をすること。
- G-MISを利用するには、IDと初期パスワードが必要であり、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（以下「G-MIS事務局」という。）より付与されること。
- 各都道府県、保健所設置市及び特別区は、管内の医療機関（診療・検査医療機関や地域外来・検査センターも含む）に対してG-MISによる報告を促すこと。
- 都道府県医師会や郡市医師会等の関係団体等が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を日々取りまとめて、代理入力する方法としても差し支えないこと。

これを受け、日次調査（発熱者数や検査状況等の報告）及び週次調査（医療資材の在庫状況等の報告）については、県感染症対策課（大津市内の医療機関は大津市保健所）あてにメールまたはFAXで報告いただくようお願いするとともに、県感染症対策課においてG-MISに代理入力をしているところです。

2. 今後の対応について（案）

次の理由から日次調査や週次調査については、代理入力から、医療機関によるG-MISによる報告への移行をお願いしたいと考えております。なお、G-MISはHER-SYSのような2段階認証はなく、IDとパスワードの入力のみでログインできます。

- ①令和5年4月1日施行の改正感染症法において、電磁的な方法（新型コロナウイルス感染症についてはHER-SYS）による発生届の提出が努力義務となることから、オンラインでの報告等の必要性が高まっています。
- ②現在、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて検討が行われていますが、今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、直ちに対応を見直すべきであるとされています。このため、発熱患者数等の動向の迅速な把握に向けて、今後を見据えた準備が必要であると考えております。

3. 今後の流れ

- ①G-MISのIDと初期パスワードをG-MIS事務局から診療・検査医療機関へ送付
- ②IDと初期パスワードが届いた診療・検査医療機関からG-MISによる日次報告・週次報告を開始いただく
- ③令和5年4月1日以降、順次可能な診療・検査医療機関から、G-MISによる報告をいただく

G-MISでの日次調査、週次調査の 登録手順等について

滋賀県 健康医療福祉部 感染症対策課 調査・検査係

令和5年2月16日作成

目次

◆G-MIS、日次調査、週次調査とは	P3
◆ログインIDと初期パスワードについて	P4～P5
◆G-MISの動作環境	P6
◆ログイン方法	P7
◆初回ログイン時の操作	P8
◆日次調査、週次調査の登録・編集方法	P9～P14
◆緊急配布要請(SOS)について	P15
◆よくある質問(FAQ)について	P16
◆G-MIS事務局について	P17

※併せて次の厚生労働省ホームページをご覧ください。

【医療機関等情報支援システム(G-MIS) : Gathering Medical Information System 】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

◆G-MIS、日次調査、週次調査とは

【G-MIS】(医療機関等情報支援システム)

- 全国の医療機関(病院、診療所)から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器・資材の確保状況等を一元的に把握し、支援することを目的として国で開発されたシステムです。
- 受診者数、検査数については「日次調査」、医療機器・資材の確保状況等については「週次調査」でご報告いただいています。

【日次調査】

- 診療・検査医療機関の開設日における発熱者数や検査状況等を調査し、新型コロナウイルス感染症陽性率や検査需要の把握等に利用しています。

【週次調査】

- 診療・検査医療機関における医療用物資の備蓄・使用の状況を調査し、充足状況の把握に利用しています。また、医療用物資の緊急配布要請の際に、県や国からの配布の有無や配布数を決定をする際にも利用しています。*

◆ ログインIDと初期パスワードについて

●G-MISを利用するには、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（以下、「G-MIS事務局」という）より付与される「ログインIDと初期パスワード」が必要です。

●すでにG-MISを利用いただいている診療・検査医療機関は、引き続きお持ちの「ログインIDと初期パスワード」の利用をお願いいたします。

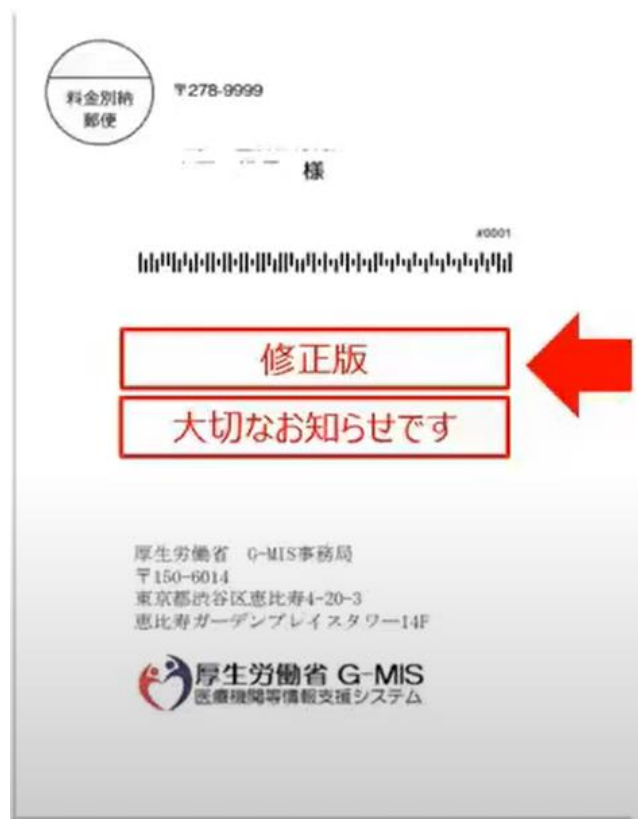
●「ログインIDと初期パスワード」は、令和5年3月末までにG-MIS事務局からメール又は郵送により、診療・検査医療機関へ直接通知されます。通知の概要は5ページをご参照ください。

【通知の概要】

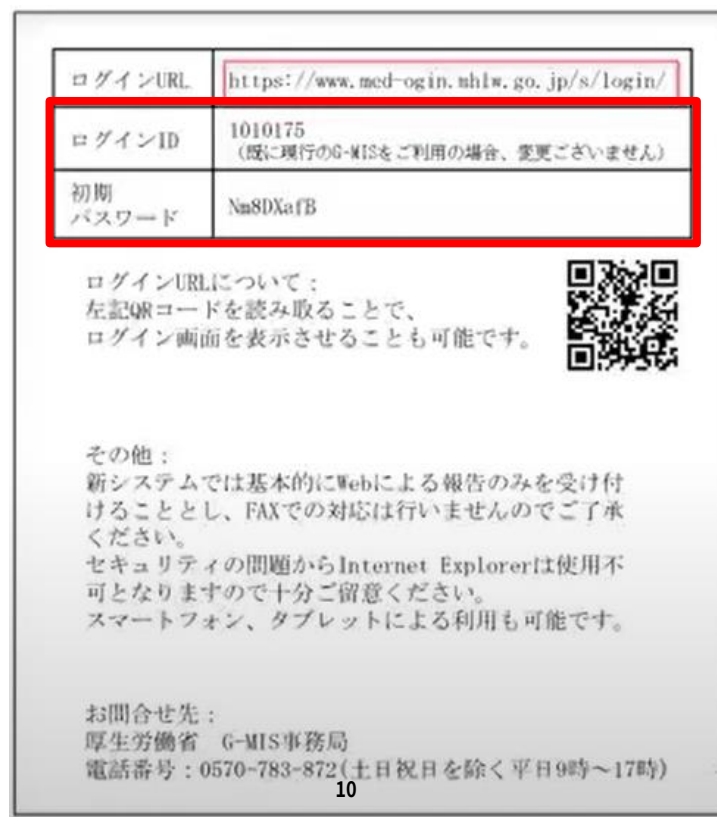
①メールで通知される場合 ➡ 「@g-mis.mhlw.go.jp」「@med-login.mhlw.go.jp」
及び「@g-mis.net」のドメインから配信されるメールに記載

②郵送で通知される場合 ➡ 郵便物の裏面等に記載

(表面イメージ)



(裏面イメージ)



【ログインIDが不明、または令和5年3月末までに通知されない場合】

◆次のお問い合わせ先にて、ログインIDの照会を受け付けておりますので、ご連絡をお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

「厚生労働省G-MIS事務局」

電話番号：0570-783-872

受付時間：平日9時～17時、土日祝日除く

メールアドレス：password@g-mis.net

※メールには「医療機関名」、「医療機関住所」、「代表電話番号」、「ご担当者名」の記載をお願いいたします。

◆ G-MISの動作環境

①パソコン

プラットフォーム	ブラウザ
MacOS	■APPLE SAFARI(最新バージョン) ■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)
Windows	■GOOGLE CHROME(最新バージョン) ■MICROSOFT EDGE(Windows10のみ) ■MOZILLA FIREFOX(最新バージョン)

※ セキュリティの問題によりMicrosoft Internet Explorerは使用不可となっております。

②スマートフォン・タブレット

プラットフォーム	ブラウザ
Android端末	■GOOGLE CHROME(最新バージョン)
iOS端末	■APPLE SAFARI(最新バージョン)
Windows Phone10端末	■MICROSOFT EDGE(Windows10のみ)

③ドメイン制限解除

ネットワーク	ドメイン
Web接続	www.med-login.mhlw.go.jp www.g-mis.mhlw.go.jp

※インターネット接続制限をされている環境の場合は上記ドメインをすべて許可してください。
※設定方法は各医療機関のネットワークご担当者様にご確認ください。

パソコンでの利用が難しい場合は、スマートフォン・タブレットでの利用をご検討ください。

◆ログイン方法

①次のURLにアクセスしてください。

【G-MISアクセス用URL】 <https://www.med-login.mhlw.go.jp/>

②ログインID及び初期パスワードを入力し、「ログイン」を押下後、「G-MIS」を押下してください。



厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ユーザ名（ログインID）

パスワード（初期パスワード）

ログイン

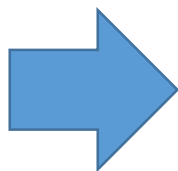
[パスワードをお忘れですか？](#)

ユーザ名をお忘れのご担当者様は、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

本人確認の為、お問い合わせには以下4項目の情報が必要となりますので、必ず「医療機関名」「医療機関住所」「代表電話番号」「ご担当者名」の記載をお願いいたします。

<厚生労働省 G-MIS事務局>

password@g-mis.net



厚生労働省 厚生労働省G-MIS事務局
電話番号：0570-783-872(土日祝日を除く平日9時～17時)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Rights reserved.

◆初回ログイン時の操作

- ①ホーム画面の「ユーザ基礎情報登録」を押下すると編集画面が表示されます。
- ②「編集」を押下し、診療・検査医療機関のメールアドレスを登録してください。

ホーム画面

新着情報	件名	公開開始日
NEW	備品補充について	2021/01/07 12:00
NEW	報告内容の間違いの修正について	2021/01/07 12:00
NEW	メンテナンス実施のお知らせ	2021/01/07 0:00

すべて表示

※初回ログイン時は担当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください

ユーザ 基礎情報登録

編集画面

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

病院A-1担当者1

名前 病院A-1担当者1

メール e-mail@g-mis.com

電話 00-0000-0000

Fax

担当部署

※登録されたメールアドレス宛にG-MIS事務局よりお知らせを送信しますので、必ずメンテナンスしてください。

厚生労働省 内閣官房 厚生労働 事務局
電話番号 783-872(土日祝日を除く平日9時～17時)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All rights reserved.

※G-MIS事務局からのお知らせが配信されます。
※パスワードを忘れた場合は、ログイン画面の「パスワードをお忘れですか？」を押下し、ログインIDを入力の上「パスワードリセット」を押下すると、案内メールが配信され新規パスワードを設定できます。

◆日次調査、週次調査の登録・編集方法

ホーム画面の「日次調査」または「週次調査」を押下してください。登録・編集方法については、日次調査は10～11ページ、週次調査は12～14ページをご参照ください。

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 通知文書 お知らせ お問合せ FAQ その他

最新のお知らせ

新着情報	件名	公開開始日
NEW		2020/12/25 14:45
NEW		2020/12/24 12:00
NEW		2020/12/23 12:00

すべて表示

※初回ログイン時は担当者名とメールアドレスの登録内容をご確認ください

ユーザー基礎情報登録

日次調査 **週次調査** **緊急配布要請**

医療機関用マニュアル

- 医療機関用操作マニュアル1217
- 医療機関用人材募集操作マニュアル1217
- 医療機関用緊急配布要請(SOS)操作マニュアル1217

よくあるご質問

- FAXが書いていないかわからないので、もう一度FAXしてほしい
- PWの変更方法を教えてください
- 日次・週次調査シートの記入方法を教えてください
- スマートフォンからでもアクセスできますか
- ログインID/PWを紛失したので書きで送ってほしい

新規お問合せ

未回答日次調査

実績日	タイトル	回答ステータス
2020/12/28	2020/12/28_東京都立新宿病院_日...	未回答
2020/12/28	2020/12/28_東京都立新宿病院_日...	未回答
2020/12/28	2020/12/28_東京都立新宿病院_日...	未回答

「未回答日次調査」
◆未回答の日次調査
が表示されますので、
「タイトル」を押下してい
ただくと、直接、登録画
面に移ります。

※FAX等で報告済の実績は登録不要です。また、過去の未報告の実績がある場合は、登録は可能な限りで差し支えございません。

【日次調査】

●登録・編集を行う日次調査の「タイトル」を押下してください。

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 ▼ 通知文書 お知らせ その他 ▼

検索キーワードを入力してください

病院A-1担当者1

日次調査
実施中の日次調査 ▼

4個の項目 • 並び替え基準: 実績日 • 検索条件: すべての日次調査 - 提出日 • 1分前 に更新されました

実績日 ↓	タイトル	医療機関名	医療機関コード	回答状況
1 2020/12/28	2020/12/28_東京都立新宿病院_日次調査	東京都立新宿病院		未回答
2 2020/12/24	2020/12/24_東京都立新宿病院_日次調査	東京都立新宿病院		未回答
3 2020/12/23	2020/12/23_東京都立新宿病院_日次調査	東京都立新宿病院		未回答
4 2020/12/22	2020/12/22_東京都立新宿病院_日次調査	東京都立新宿病院		未回答

- ※診療・検査医療機関として開設した場合、翌日の13時までに登録をお願いします。
- ※毎日の登録が困難な場合は、少なくとも週1回まとめた登録をお願いします。
- ※診療・検査医療機関として開設し患者がいなかった場合は、実績を「0」として登録してください。
- ※診療・検査医療機関として開設しなかった場合は登録不要です。
- ※既にFAX等で報告された日次調査は登録不要です。

【各項目の概要】

（１）診療室数

◎診療・検査医療機関として発熱患者等を診療するために開設した診察室の数

（２）開設時間

◎原則、指定の際に報告した開設時間（状況に応じて変更した場合は変更後の開設時間）

◎入力は15分単位で可能

例：5.25＝（5時間15分）

◎診察室数が複数の場合は、全ての診察室での開設時間を合計

（３）検体採取総人数

◎PCR 検査（LAMP 法検査等を含む）、抗原定量検査又は抗原定性検査を目的として検体を採取した人数（入院患者から採取した場合を含む）

◎同一人について異なる検査や同じ検査のために複数回検体を採取した場合でも「1」とカウント

◎退院時の陰性確認を目的とした検体採取人数を除く

（４）うちPCR検査実施人数

◎（３）のうちPCR 検査（LAMP 法検査等を含む）を目的として検体を採取した人数

（５）うち抗原定量検査実施人数

◎（３）のうち抗原定量検査を目的として検体を採取した人数

（６）うち抗原定性検査実施人数

◎（３）のうち抗原定性検査を目的として検体を採取した人数

日次調査画面



日次調査

2022/12/15_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_日次調査

編集

印刷用に表示

提出日

2022/12/16

実績日

2022/12/15

医療機関名

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

※「実績日」：実績日当日の00時00分～23時59分の実績をご報告ください。「提出日」の前日を意味します。

「提出日」：これまでの提出日と同様に、実績日の翌日となります。

※週末等で休診の日がある場合は、翌診療日にご報告ください。

※数値は半角数字で入力してください。

※各項目の詳細については、入力要領をご参照ください。

診療室数(室)

(1)

「診療・検査医療機関」としての開設時間(時間) ⓘ

(2)

新型コロナウイルス検査実施(検体採取)総人数(人) ⓘ

(3)

うちPCR検査実施人数(人) ⓘ

(4)

うち抗原定量検査実施人数(人) ⓘ

(5)

うち抗原定性検査(簡易キット)実施人数(人) ⓘ

(6)

【登録・編集方法】

①「編集」又は「」を押下すると編集画面が開きます。

②各項目に数値を入力し「保存」を押下してください。



【各項目の概要】

（７）発熱患者等の数

◎診療・検査医療機関として開設している診察室が複数ある場合、全ての診察室で診療を行った発熱患者等の人数を合計

（８）うち希望に基づく検査等

◎（３）のうち本人等の希望で行う無症状者の検査、自治体が行う無症状の妊婦・高齢者等の検査があれば入力

（９）うち自院検査分析人数

◎PCR 検査（LAMP 法検査等を含む）を目的として検体を採取し、自院で検査分析を行い結果が判明した人数

◎検査分析を外注した場合は除く

◆各項目の詳細な入力内容については、次の厚生労働省ホームページをご参照ください。

【「診療・検査医療機関」日次・週次調査シート入力要領】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000720059.pdf>

【週次調査】

●登録・編集を行う週次調査の「タイトル」を押下してください。

週次調査
実施中の週次調査 ▼

9 個の項目 • 並び替え基準: 回答状況 • 検索条件: すべての週次調査 - 記入日 • 数秒前 に更新されました

Q このリストを検索...

⚙

📄

🔄

✎

📊

	タイトル	記入日 ▼	医療機関名 ▼	医療機関コード ▼	回答状況 ↑ ▼
1	2022/12/28_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_週次調査	2022/12/28	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	25X0000070	未回答 ▼
2	2023/1/4_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_週次調査	2023/01/04	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	25X0000070	未回答 ▼
3	2023/1/11_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_週次調査	2023/01/11	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	25X0000070	未回答 ▼
4	2022/11/16_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_週次調査	2022/11/16	滋賀県健康医療福祉部感染症対策課	25X0000070	回答済み ▼

※毎週水曜日13時までに報告をお願いします。
※既にFAX等で報告された週次調査は登録不要です。

週次調査画面

【留意事項】

◎おおまかな在庫状況、必要状況の把握を目的としていますので、数量は概ねの数字としてください。

◎手袋やガウン等、複数のサイズや素材がある場合も、まとめた概ねの合計数を入力してください。

◎「現在の在庫の備蓄見通し」については、「今後1週間あたりの想定消費量」及び「前日時点の在庫量」との関係で矛盾しないように入力してください。



週次調査

2022/12/28_滋賀県健康医療福祉部感染症対策課_週次調査

編集

印刷用に表示

！！ご回答期限！！ 毎週水曜日13:00まで ※水曜日が休日の場合は火曜日まで

※回答日の前日23時59分時点で判明している状況をご報告ください

※事態の変化に迅速に対応するため、毎週必ずご回答ください

※*の項目は、「主要取引（卸売業者名）」を除き、回答が必須となります

※ご回答がない場合、電話等で確認をさせていただきます

※数値は半角数字で入力してください

※各項目の詳細については、入力要領をご参照ください

医療資材状況 <非公開>

留意事項

※4月10日及び4月14日付け事務連絡に沿った医療用物資の再利用等の例外的取扱にご留意いただくようお願いします。

※おおまかな在庫状況、必要状況の把握を目的としていますので、数量は概ねの数字で結構です。

※手袋やガウン等、複数のサイズや素材がある場合も、まとめた概ねの合計数で記載してください。

※数量は概ねで問題ありませんが、「現在の在庫の備蓄見通し」については、「今後1週間あたりの想定消費量」及び「前日時点の在庫量」との関係で矛盾しないように記載してください。

たとえば、「今後1週間あたりの想定消費量」×4<「前日時点の在庫量」である場合は、「現在の在庫の備蓄見通し」は1か月以上であると考えられます。

①サージカルマスク

前日時点の在庫量 (枚)

現在の在庫の備蓄見通し

今後1週間あたりの想定消費量 (枚)

先週1週間の物資の購入量 (枚)

今後1週間に購入できる見込量 (枚)

主要取引(卸売業者名)①

②N95マスク (DS2を含む)

【登録・編集方法】

①「編集」又は「」を押下すると編集画面が開きます。

②各項目へ数値等を入力し「保存」を押下してください。

【報告が必要な医療資材】

- ①サージカルマスク
- ②N95マスク (DS2を含む)
- ③フェイスシールド
- ④サージカルガウン
- ⑤アイソレーションガウン
- ⑥非滅菌手袋
- ⑦滅菌手袋
- ⑧手指消毒用アルコール
- ⑨スワブ (検体検査用)
- ⑩その他の資材

※編集画面上の「*」の項目は、回答が必須となります。



週次調査編集画面

⑥非滅菌手袋 ※双ではなく枚で 記載してください

必須回答5項目

*前日時点の在庫量 (枚)
500

*今後1週間あたりの想定消費量 (枚)
200

*今後1週間に購入できる見込量 (枚)
200

⑥現在の在庫の備蓄見通し
2~3週間

*先週1週間の物資の購入量 (枚)
200

主要取引(卸売業者名)

〇〇株式会社

⑦滅菌手袋 ※2枚を1双として 記載してください

必須回答1項目

前日時点の在庫量 (双)

今後1週間あたりの想定消費量 (双)

今後1週間に購入できる見込量 (双)

⑦現在の在庫の備蓄見通し
1ヶ月以上

先週1週間の物資の購入量 (双)

主要取引(卸売業者名)

※四角で囲まれた項目に
入力いただく数は、おお
むねの数としてください。

【例】

・使いかけの箱も含め、
箱数×1箱当たりの枚数
で入力いただく、
・調達数や使用数が毎週
一定な場合などは毎週同
じ数を入力いただく、
・10~50枚毎で入力いた
だく、など。

※[主要取引]は必須回答
項目ではありません。
また、一度入力すると
直近の回答結果が自動で
入力されます。

※[現在の在庫の備蓄見通し]
は以下のとおり選択肢が表示
されます。
該当の内容を選択してくださ
い。

- ・なし(該当の物資が無い)
- ・1週間以内
- ・2~3週間
- ・1カ月以上

※編集画面に「*」マークがあ
る項目は必須回答項目です。

以下の品目は必須回答項目が
5項目あります。

- ①サージカルマスク
- ②N95マスク (DS2を含む)
- ③フェイスシールド
- ⑤アイソレーションガウン
- ⑥非滅菌手袋

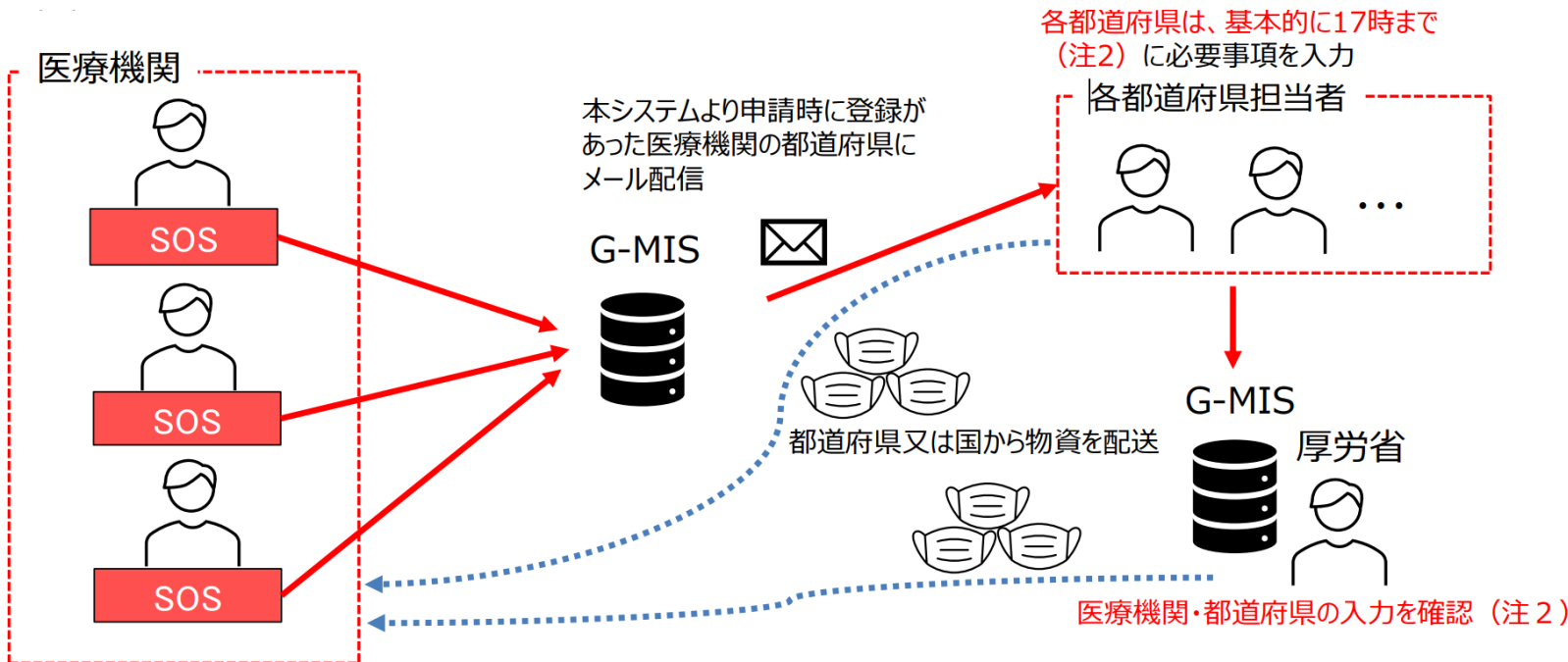
また、以下の品目は、
[現在の在庫の備蓄見通し]のみ
必須回答項目です。

- ④サージカルガウン
- ⑦滅菌手袋
- ⑧手指消毒用アルコール
- ⑨スワブ (検体検査用)

◆緊急配布要請(SOS)について

各都道府県や国から医療用物資の緊急配布が必要な場合に、アラートを発生できる仕組みです。次の①～③の要件をいずれも満たす医療機関が対象となります。

- ①欠品等により医療用物資を自ら調達できない(原則、各医療機関により調達)
- ②新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)の受け入れ医療機関、PCR・抗原検査を実施する(検体採取を含む)医療機関、診療・検査医療機関又は後方支援医療機関
- ③要請する医療用物資の備蓄見通しが1週間以内又は2～3週間(週次調査が必要)



◆緊急配布要請の操作方法等については、次の厚生労働省ホームページをご参照ください。

【医療機関用G-MIS緊急配布要請操作マニュアル】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000720472.pdf>

◆緊急配布した医療機関名及び数は、公表される可能性があります。

各医療機関は毎日13時まで(注1)に緊急配布要請の登録。

注1：13時以降の要請は、翌営業日以降の対応となります。

注2：都道府県・国から要請医療機関に対して電話等で状況確認することがあります

◆よくある質問(FAQ)について

「FAQ」を押下すると「よくある質問」が表示されますので、確認したい質問事項を押下してください。または、次の厚生労働省ホームページをご参照ください。

【医療機関用G-MISに関するQ&A】

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000896980.pdf>

The screenshot shows the 'よくある質問' (FAQ) section of the G-MIS portal. A red box highlights the 'よくある質問' link in the top navigation bar. Another red box highlights the 'よくある質問' link in the left sidebar. A red arrow points from the sidebar link to a detailed FAQ entry. The entry has a title 'FAXが届いているかわからないので、もう一度FAXしていいか' and a summary '基本的に何かあれば、こちらから連絡等をさせていただいて再送いただかないよう案内。※二重登録のリスク、同一医療機関で担当者名が異なるなど混乱がおきるリスクがあるため'.

厚生労働省 G-MIS
医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 ▼ 通知文書 お知らせ お問い合わせ **FAQ**

トップ記事

よくある質問 ログイン方法 調査シート記入

FAXが届いているかわからないので、もう一度FAXしていいか... WEBフォームのトップページ（ログイン画面）が開けない 日次・週次調査シートの記入方法を教えてください。

日次・週次調査シートの記入方法を教えてください。 ログインID/PWを紛失したので書面で送ってほしい 医療機関窓口調査シートは必ず(提出or入力が必要なのか)。

WEBフォームのトップページ（ログイン画面）が開けない ログインID/PWが分からない 書き損じたので、新しいシートをFAXでおくってほしい

D M A Tとは

入力できない。制限は設けているのか。

PWの変更方法を教えてください

医療機関窓口調査シートは必ず(提出or入力が必要なのか)。

ログインID/PWを紛失したので書面で送ってほしい

スマートフォンからでもアクセスはできますか

書き損じたので、新しいシートをFAXでおくってほしい

すべて表示 (17)

タイトル
FAXが届いているかわからないので、もう一度FAXしていいか

概要
基本的に何かあれば、こちらから連絡等をさせていただいて再送いただかないよう案内。
※二重登録のリスク、同一医療機関で担当者名が異なるなど混乱がおきるリスクがあるため

詳細

URL 名
FAXが届いているかわからないのでもう一度FAXしていいか

ファイル (0) 21

◆G-MIS事務局について

G-MISに関するお問い合わせは、次の厚生労働省G-MIS事務局にて受け付けております。

「厚生労働省G-MIS事務局」

●電話番号：0570-783-872

●受付時間：平日9時～17時、土日祝日除く

感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

令和5年2月16日
滋賀県感染症対策課

分類	規定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、 鳥インフルエンザ（H5N1、 H7N9）等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	インフルエンザ、性器クラミジア感 染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型イン フルエンザ、新型コロナウイルス感 染症、再興型コロナウイルス感 染症	・ インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・ かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

- 1 -

感染症法に基づく主な措置の概要

	新型インフルエンザ等感染症	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	指定感染症
規定されている疾病名	新型インフルエンザ・ 再興型インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症・ 再興型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱・ ペスト・ ラッサ熱 等	結核・SARS 鳥インフルエンザ (H5N1) 等	コレラ・ 細菌性赤痢・ 腸チフス 等	黄熱・鳥インフルエンザ (H5N1 以外) 等	インフルエンザ・ 性器クラミジア 感染症・梅毒等	※政令で指定 (現在は該当なし)
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	政令
疑似症患者への適用	○	○	○ (政令で定める 感染症のみ)	—	—	—	具体的に適用する 規定は、 感染症毎に政令 で規定
無症状病原体保有者への適用	○	○	—	—	—	—	
診断・死亡したときの医師による届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	
獣医師の届出、動物の輸入に関する措置	○	○	○	○	○	—	
患者情報等の定点把握	—	—	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	△ (一部の疑似症のみ)	○	
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○	○	○	—	—	
就業制限	○	○	○	○	—	—	
入院の勧告・措置	○	○	○	—	—	—	
検体の収去・採取等	○	○	○	—	—	—	
汚染された場所の消毒、物件の廃棄等	○	○	○	○	○	—	
ねずみ、昆虫等の駆除	○(※)	○	○	○	○	—	
生活用水の使用制限	○(※)	○	○	○	—	—	
建物の立入制限・封鎖、交通の制限	○(※)	○	—	—	—	—	
発生・実施する措置等の公表	○	—	—	—	—	—	
健康状態の報告、外出自粛等の要請	○	—	—	—	—	—	
都道府県による経過報告	○	—	—	—	—	—	

※ 感染症法44条の4に基づき政令が定められ、適用することとされた場合に適用（新型コロナウイルス感染症については適用なし）

- 2 -

感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

【令和5年1月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定(抜粋)】

感染症法の位置づけ

- オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。

位置づけ変更に伴う政策・措置の見直し

- これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、
①患者等への対応と②医療提供体制については3月上旬を目途に具体的な方針を示す。

①患者等への対応

- 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続することとし、具体的な内容を検討。

②医療提供体制

- 入院や外来の取扱いについては、幅広い医療機関で患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- 入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- 今後、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、具体的な内容の検討・調整を進める。

- 3 -

位置づけ変更に伴う政策・措置の見直し(つづき)

③サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- マスクについては、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う。
- マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。
- 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるように取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法に基づいて実施することとなる。4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

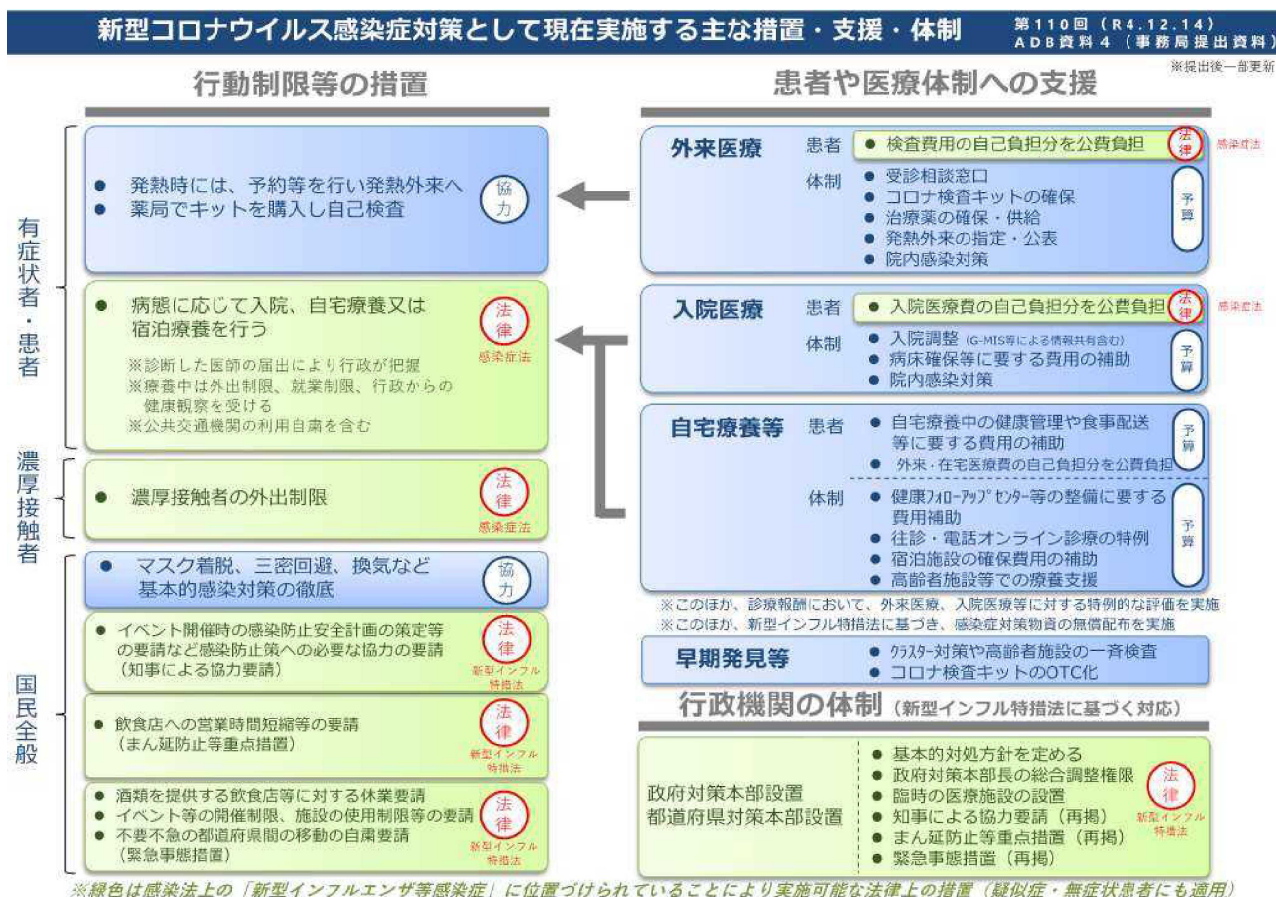
新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 5類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

特措法に基づく措置の終了

- 5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。
- 特措法第24条第9項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。
- 特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。
- また、5類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても廃止する。

- 5 -



感染症法上の主な措置の変遷

第110回（R4.12.14）
アドバイザリーボード(ADB)資料(抜粋)

	初期段階 (病原性等が不明)	現在 (病原性等が一定程度判明)	5/8～ (季節性インフルエンザと同様)
感染者の全数把握	○ 患者情報等を詳細に全例届出	△ 様式を大幅に簡素化し、届出は4類型に限定	△ 定点観測等
積極的疫学調査	○ 詳細な疫学調査を全例実施	△ 高齢者施設等に限定	△ 高齢者施設等必要に応じて実施
入院措置・勧告	○ 全ての患者	△ 高齢者等に重点化	× (法律上、適用できない)
患者・濃厚接触者の行動制限	○ 全ての患者・濃厚接触者 最大14日間	△ 患者は最大7日間(有症状)、濃厚接触者は家庭内等に限定し、最大5日間	× (患者の自主的な対応等へ)
在宅療養者への健康観察等	○ 在宅療養者に対して、保健所等から直接電話等で連絡	△ 対象を重点化し、ICTも活用して対応	× (法律上、適用できない)
水際措置(検疫)	○ 入国時検査、施設での隔離等	△ ほとんどの水際措置を緩和	× (法律上、適用できない)
ワクチン・治療薬の開発状況	—	○	○

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について

令和 5 年 1 月 27 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。
- なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。
- 今後、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに対応を見直す。

2. 感染症法上の位置づけの変更に伴う政策・措置の見直し

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされたことに伴い、これまで講じてきた各種の政策・措置について、見直しを行う。このうち、①患者等への対応と②医療提供体制については3月上旬を目途に具体的な方針を示す。
- ①患者等への対応
 - 急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続するこ

とし、具体的な内容を検討する。

②医療提供体制

- 入院や外来の取扱いについては、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様となることから、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的な移行を目指す。
- 外来については、位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していく。
- 入院については、位置づけの変更により、現在感染症法の規定を根拠に講じられている入院措置・勧告が適用されないこととなる。幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の入院患者を受入れ、入院調整も行政が関与するものから個々の医療機関の間で調整する体制へと段階的に移行していく。
- 今後、診療・検査医療機関から広く一般的な医療機関による対応への移行、外来や入院に関する診療報酬上の特例措置や病床確保料の取扱い、重症者等に対する入院調整のあり方、高齢者施設等への検査・医療支援など各種対策・措置の段階的見直しについて、ウィズコロナの取組を更に進め、平時の日本を取り戻していく道筋について具体的な内容の検討・調整を進める。

③サーベイランス

- 感染症法に基づく発生届は終了し、定点医療機関による感染動向把握に移行する。
- ゲノムサーベイランスを継続する。

④基本的な感染対策

- マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨している現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を

行う。

マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す。その際、子どもに関して発育・発達の妨げにならないよう配慮が必要であるとの指摘があることに留意する。

- 引き続き、効果的な換気や手洗いなどの手指衛生の励行をお願いする。
- 感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。
- 医療機関や高齢者施設でのクラスター防止対策は継続しつつ、できる限り面会の希望が実現できるよう取組をお願いしていく。

⑤ワクチン

- ワクチンについては、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づいて実施することとなる。4 月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。

⑥水際措置

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）上の「検疫感染症」から外れることとなる。

3. 新型コロナウイルス感染症対策本部等の廃止

- 新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5 類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止される。

また、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第 25 条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止することとなる。

- 政府対策本部の廃止後においても、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するために、必要に応じて、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」（「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年 9 月 20 日閣議口頭了解））を開催する。

4. 特措法に基づく措置の終了

- 5 類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置は終了する。

特措法第 24 条第 9 項の規定に基づき、都道府県知事が住民に対して、感染に不安を感じる場合に検査を受ける旨の協力要請を行った場合に実施している一般検査事業は終了する。

特措法に基づき設置された臨時の医療施設の取扱いについては、今後検討し、具体的方針を示す。

- また、5 類感染症に位置づけられることに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 3 年 11 月 19 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止する。

ワクチン接種の推進について

令和5年2月16日
滋賀県ワクチン接種推進室

1. 接種状況

県内の接種状況(令和5年2月12日現在)

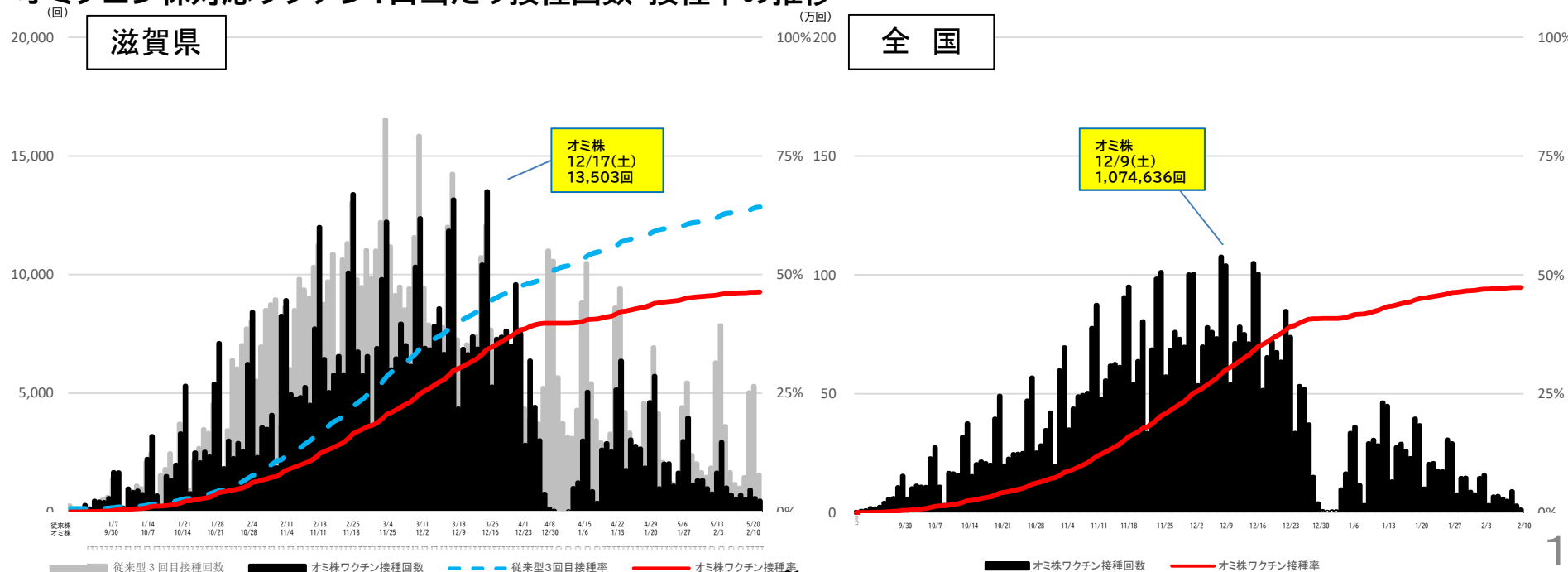
オミクロン株対応ワクチンの接種状況				
	滋賀県		全国	
	接種回数	接種率 (12歳以上人口)	接種回数	接種率 (12歳以上人口)
12歳以上	585,970	46.3%	54,060,819	47.4%
12-39歳	94,056	22.5%	8,409,342	23.6%
40-64歳	210,823	44.6%	19,193,035	45.1%
65歳以上	280,144	74.9%	26,344,233	73.3%
年齢データなし	947	—	114,209	—

※人口は、令和4年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口より推計

小児(5~11歳)接種の状況				
	滋賀県		全国	
	接種回数	接種率 (5~11歳人口)	接種回数	接種率 (5~11歳人口)
1回目	16,405	17.4%	1,752,806	24.0%
2回目	15,680	16.7%	1,687,136	23.1%
3回目	5,758	6.1%	633,263	8.7%

乳幼児(6か月~4歳)接種の状況				
	滋賀県		全国	
	接種回数	接種率 (6か月~4歳人口)	接種回数	接種率 (6か月~4歳人口)
1回目	1,109	2.2%	152,980	3.8%
2回目	937	1.8%	125,330	3.1%
3回目	101	0.2%	14,191	0.4%

オミクロン株対応ワクチン1日当たり接種回数・接種率の推移



1. 接種状況

①県内の年齢層別接種回数（令和5年2月12日現在）

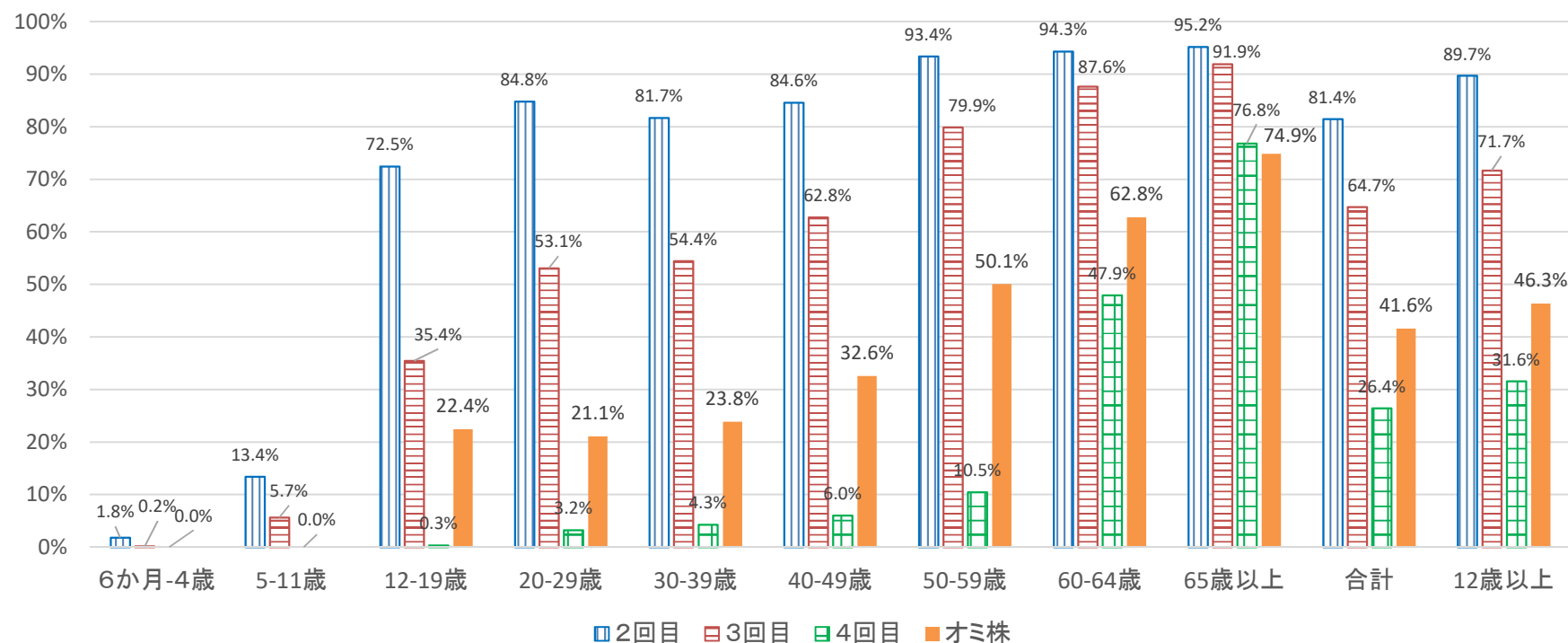
	6か月～4歳	5～11歳	12-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65歳以上	合計	12歳以上 (4回目は18歳以上)
オミクロン株対応ワクチン 接種回数	—	—	25,385	30,444	38,227	67,055	93,523	50,245	280,144	585,970	585,970
従来型ワクチン 接種回数	4回目 ※18歳以上対象	—	96	4,668	6,846	12,376	19,595	38,375	287,460	372,802	372,802
	3回目	99	5,345	40,104	76,632	87,276	129,236	149,220	70,138	344,055	906,639
	2回目	910	12,642	81,992	122,435	130,948	174,117	174,462	75,507	356,274	1,148,076
対象者数(人)	50,679	94,152	113,138 (28,452)	144,351	160,327	205,850	186,790	80,042	374,222	1,409,551	1,264,720 (1,180,034)

※対象者数:令和4年1月1日住民基本台帳による。

※合計、12歳以上には「年齢データなし」を含む。

※()は18歳以上の対象者数

②県内の年齢層別接種率（令和5年2月12日現在）



2. 新型コロナワクチン接種の今後の見通し

今後の見通し

○ これまでの経緯

- 令和4年12月13日 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において検討方針を確認
- ・ ワクチンの有効性等から接種の目的を明確にし、その上で接種の対象者、回数、時期等の検討を行う。
- 令和5年1月20日 岸田首相発言(要旨)
- ・ ワクチンについては、予防接種法に基づいて今後の接種の在り方についても検討を進めており、結論を得てまいる。
- 加藤厚生労働大臣発言(要旨)
- ・ オミクロン株対応ワクチンの2回目を打つのか、接種間隔、公費負担の在り方などを議論していく。
- 1月26日 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会開催(1回目)
- 1月27日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更等に関する対応方針について(抜粋)
(政府新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
- ・ 4月以降、ワクチン接種をどのように行っていくべきか、専門家による検討を行っているが、必要な接種については、引き続き自己負担なく受けられるようにする。
- 2月8日 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会開催(2回目) ※詳細は次頁
- ①対象者
 - ・ まずは重症者を減らすことを目的とし、すべての者を対象とするべき。
 - ・ 小児および乳幼児については、接種できる期間が短かったことから、4月以降も現在の接種を継続すべき。
 - ②接種のタイミング・回数
 - ・ 現時点では、毎年、秋冬に次の接種を行うべき。
 - ・ ただし、重症化リスクの高い者等は、感染拡大の状況等によっては、さらに追加(前倒し)して接種する必要があることに留意。
 - ③使用するワクチン
 - ・ 秋以降に使用するワクチンについては引き続き検討。(2023年度早期に結論)
 - ・ 当面は、広い抗原性を持った現在使用している従来株とオミクロン株の2価ワクチンを使用するのが妥当

○ 今後のスケジュール

2月下旬 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会開催予定(2回程度)

➡ 年度内に方針が確定する見込み

2. 新型コロナワクチン接種の今後の見通し

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会とりまとめ(2023年2月8日)(概要)

今後の接種方針(概要)

新型コロナウイルス感染症の疫学的状況及び変異、ワクチン接種による免疫の基礎的知見、ワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえ、現時点において2023年度の接種の方針を以下のとおりとりまとめた。

1) 対象者

- まずは重症者を減らすことを目的とし、高齢者など重症化リスクが高い者を接種の対象としてはどうか。
- 重症化リスクが高くない者であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望ましいことから、全ての者を接種対象としてはどうか。
子ども(5歳~11歳)や乳幼児(6ヶ月~4歳)は、接種開始からの期間が短いため、あわせて接種期間を延長する。(子ども:2022年2月より接種開始、乳幼児:2022年10月より接種開始)

2) 接種スケジュール

- 以下の点を踏まえ、昨秋以降の接種歴を問わず、秋冬には次の接種を行うべきではないか。
 - 疫学的知見からは、重症化予防効果は接種後6ヶ月以上、死亡予防効果は接種後10ヶ月以上持続すると示唆。
 - 免疫学的知見からは、重症化予防効果等に寄与する免疫記憶は、より長期に継続すると示唆。
➡ 有効性の十分な持続が見込めないと判断できる時期は接種後1年程度と考えられる。
 - 感染症の流行周期は明らかではないものの、流行開始以降、年末年始周辺に死者数や感染者数等の比較的大きなピークを認めている。
➡ 少なくとも年末には接種の有効性を発揮する必要があると考えられる。ただし、特に重症化リスクが高い方等に秋冬を待たずに接種することも念頭に、今後の感染拡大や諸外国状況等を注視する。

3) 使用するワクチン

- 変異株についての予見は困難であり、幅広い抗体の産生が期待できるワクチンを使用することが適當。
➡ 当面は広い抗原性を持った株の成分を含んだワクチン、すなわち現在使用している従来株とオミクロン株の成分を含む2価ワクチンを使用することが妥当ではないか。
今秋以降に使用するワクチンについては引き続き検討。

事務連絡
令和5年2月10日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスク着用の考え方の見直し等について
(令和5年3月13日以降の取扱い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナ対策におけるマスクの取扱いについては、「マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」(令和4年5月20日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部・子ども家庭局事務連絡)に基づく対応をお願いしてきましたが、令和5年1月27日の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では、新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴い、

- ・ 「マスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、(中略)着用は個人の判断に委ねることを基本として検討する。あわせて各個人の判断に資するよう、政府はマスクの着用が効果的な場面の周知を行う」とされ、
- ・ また、「マスクの取扱いの検討に関しては感染状況等も踏まえて行い、今後早期に見直し時期も含めその結果を示す」とされていきました。

新型コロナの直近の感染状況については、新規感染者数、重症者数や病床使用率は低下傾向が続き、死亡者数や救急搬送困難事案数も依然として高い水準にあるものの減少傾向が続いています。

現在の感染状況、厚生科学審議会感染症部会の意見や厚生労働省アドバイザリーボードにおける議論も踏まえ、マスク着用の考え方について、現在、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とします。つきましては、本日新型コロナウイルス感染症対策本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」に基づき、下記のとおり対応をお願いいたします。

この取扱いは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体・事業者の準備期間等も考慮し、令和5年3月13日から適用いたします。令和5年3月12日までは、屋内では原則着用、屋外では原則不要との考え方は変わりませんので、これに沿った対応をお願いいたします。

あわせて、リーフレットを別紙のとおり作成していますので、周知にご活用ください。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、今般の見直しを受けた保育所等における子どものマスク着用の取扱いや、医療機関や高齢者施設等における対応については、それぞれ当省所管部局より各自治体の所管部局宛に別途連絡することを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス
感染症対策推進本部 戦略班

variants@mhlw.go.jp

03(3595)3489

記

1. 見直しの概要

- 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨すること。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方（※1）に沿った対応をお願いすること。

(参考) 学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

- ・ 屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・ 屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。
- ・ また、乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

2. 着用が効果的な場面の周知等

- ・ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨すること。
 - （1）医療機関受診時
 - （2）高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - （3）通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- ・ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していくこと。

3. 症状がある場合等の対応

- ・ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控えること。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用すること。

4. 医療機関や高齢者施設等における対応

- ・ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨すること。

5. 留意事項

- ・ マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知すること。
 - ・ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ること。
- ※ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

(参考) 事業者における対応

- ・ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ・ 各業界団体においては、必要に応じ「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知することとなる。

6. 基本的感染対策

- ・ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いすること。

(参考) マスク着用を含む感染対策に関する専門家の意見・科学的知見

- ・ 「これからの身近な感染対策を考えるにあたって（第一報）」（第115回（令和5年1月25日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001044065.pdf>
- ・ 「マスク着用の有効性に関する科学的知見」（第116回（令和5年2月8日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード提出資料）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001055263.pdf>

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

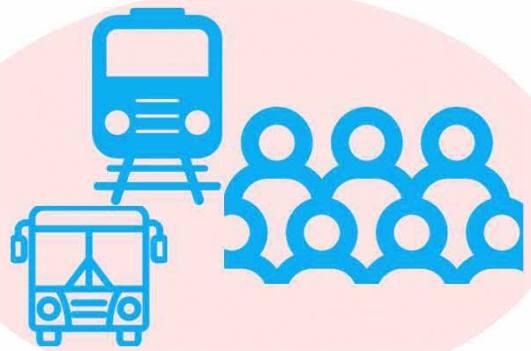
ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



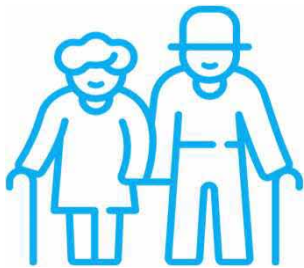
受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

病院・診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局の皆様

原油価格・物価高騰対策支援金（医療機関等および薬局）のご案内

原油価格・物価高騰に伴い、電気代等燃料費の負担が増えた医療機関等および薬局に対し支援金を支給します。

【対象となる医療機関等および薬局】

■令和5年1月1日時点で医療サービスを提供し、今後も継続する医療機関等および薬局

滋賀県に開設の届出を行っている病院・診療所（国、県および市町が開設する診療所は除く）・助産所・施術所・歯科技工所および調剤を行っている薬局

※保険診療、保険施術および出産育児一時金等の受取代理制度を取扱わない（保険外診療・施術のみ取扱う）医療機関等および保険薬局の指定を受けていない薬局は除きます。

※病院、診療所、薬局は「医療機関番号」が必要です。

※助産所は「助産所コード」、施術所は「登録記号番号」、歯科技工所は「保険診療を実施していることが証明できる請求明細書等」が必要です。

【支給額】

■病院

（ア）30,000円×許可病床数

（但し、開設者が国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、地方独立行政法人および地方自治体の病院は除く。）

または

（イ）救急専用病床または優先的に使用される病床、MFICU病床、NICU病床、GCU病床、新型コロナウイルス感染症確保病床（緊急時確保病床）および結核病床として確保している病床は、

50,000円×該当病床数

+

（ウ）支給要綱に定める23事項に該当する病院は200,000円×該当事項数

※「（ア）または（イ）の高い金額」+（ウ）が支給額となります。

※（ア）が対象外の病院は、（イ）+（ウ）が支給額となります。

■有床診療所

1～3床	1施設につき100,000円
4～19床	30,000円×許可病床数

■無床診療所・助産所・施術所・歯科技工所・薬局

1施設につき100,000円

【コールセンター受付】

電子申請による受付開始までにご質問等ございます場合は、**滋賀県支援金（医療機関等および薬局）事務局**まで**お電話またはメール**にてお問合せください。

【申請方法】

■電子申請により申請ください。

※電子申請について、ご不明点などございます場合は、事務局までお問合せください
※申請は1施設につき1回限りです。

■申請先 URL

<https://reg34.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=qbbc-ljcsb-16f2b7d4afe8b8b4ff955b4f69b51e40>

こちら



■申請に関する留意事項

※申請フォームの「発行責任者」とは、本支援金の受給に当たって責任を負う役職員を指します。

「担当者」とは、本支援金の受給に当たっての事務を直接担当する者を指します。

※申請内容に不明点等があった場合は、「担当者」にご連絡いたします。

※「発行責任者」「担当者」は、「代表者」と同一でも問題ありません。

【申請期限】

■令和5年3月17日（金） 17：00必着

詳細については、「原油価格・物価高騰対策支援金支給要綱（医療機関等および薬局）」
をご確認ください。

【問い合わせ先】

滋賀県支援金（医療機関等および薬局）事務局

電 話：050-8886-3410（受付時間 平日9：00－17：00まで）

メール：shiga_shienkin22@bsec.jp

(顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない医療機関の先生方へ)

オンライン資格確認の導入原則義務化(令和5年4月)への対応について 速やかに「顔認証付きカードリーダー」の申込みをお願いします！

- ① 令和5年4月1日からのオンライン資格確認等システム原則義務化に向けて、オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダー(以下、カードリーダー)をまだ申し込んでいない全ての医療機関に対して、現在、厚生労働省から、早期のカードリーダー取得が依頼されています。

療養担当規則等が改正され、保険医療機関・保険薬局は、オンライン資格確認の導入が原則義務付けられることとなりました。(令和5年4月1日施行)

《療養担当規則等改正のポイント》

1. 保険医療機関・保険薬局(以下「保険医療機関等」)は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行う必要があります。
2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関等については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とします。
3. 保険医療機関等(2.の保険医療機関等を除く)は、患者がマイナ保険証を利用したオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備する必要があります(※)。

※電子レセプト請求免除医療機関

- ・平成23年4月のレセプトの電子請求義務化の時点で常勤医師が65歳以上(現在75歳以上程度)の医療機関
- ・レセコン未使用(手書きレセプト)の医療機関

※必要な体制の整備についての詳細は、「オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000699397.pdf>)

② オンライン資格確認システムについて

マイナ保険証(健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用する)で受診が可能となるシステムです。※健康保険証でも読み取りは可能ですが、一部、機能の制限があります。

③ 国の補助金について

※63ページの上段のスライドを参照

※令和4年6月7日以前に申込みをした医療機関のうち、同年6月6日時点でまだ運用を開始しておらず、補助金も受給していない医療機関は、令和4年6月7日から令和5年1月31日までの間に運用を開始した場合、以前の補助枠と新しい補助枠の差額分が支給されます。

④ カードリーダーの選定について

オンライン資格確認では、院内に設置する「カードリーダーを繋いだパソコン(資格確認端末)」と、社会保険診療報酬支払基金(以下、支払基金)・国民健康保険中央会が運営するオンライン資格確認等システムをオンライン接続することで、患者の即時の保険資格確認という基本的な機能が利用できます。さらに、資格確認端末と既存の院内システムを連携することで、レセコンに患者の保険資格情報などを取り込むことや、患者同意の元に電子カルテで様々な医療情報を閲覧することができるようになります。システム導入のメリットを最大限享受できるようになります。

※「既存の院内システム」とは、お使いのレセコンや電子カルテを指します。

カードリーダーは5つのメーカーからリリースされており(令和5年2月1日現在、株式会社アルメックスとアトラス情報サービス株式会社のカードリーダーのみ申込みできます)、診療所は1台、病院は3台まで無償提供されますが、機種ごとに形状など、特徴に差があります。基本的には、どの機種であっても、各社の既存の院内システムと連携できるようになっていますが、システム事業者(ベンダー)によっては、より相性のいい機種を推奨することもあるようです。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/application/post-6.html>

どの製品を選べばよいかわかりにくい場合は、お使いのレセコンや電子カルテのベンダーにご相談ください。
お取引のあるシステム事業者がいない場合には「システムベンダー一覧」をご活用ください。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/top/docs/75bfc32a4171280962f03ca200227f9.pdf>

⑤カードリーダーの支給申請とシステム事業者への申込みについて

- ①オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係 医療機関等向けポータルサイトでアカウント登録を済ませてください。

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

- ②カードリーダーの申込み(支給申請)を行ってください。
③オンライン資格確認システムの環境をシステム事業者に依頼してください。

⑥導入費用が補助金内に収まらないため契約に至っていない医療機関へのお願い

レセコンや電子カルテとの連携を含めると導入費用が補助金を超えて高額となっている、レセコンが古く連携ができないために買い替えを求められているなどの事情で、システム事業者との契約に至っていない医療機関においては、補助金内で整備できる、オンライン資格確認の基本部分のみの導入を是非ご検討ください。NTT東日本/西日本等が提供している「オンライン医資格確認スタートパック」等であればオンライン資格確認に必要な基本的な機材、設定を補助金内に収まる金額で導入可能です。

まずは、原則義務化に対応するため、同スタートパックの導入をご検討いただき、レセコン、電子カルテ等への接続については、経過措置期間中での接続の検討(補助金額の残がある場合は、上記のスタートパックとレセコン・電子カルテ等への接続改修費用を合わせて補助対象として申請)、又は、次回リプレイス時などに接続を検討いただければと思います。日本医師会は、レセコンや電子カルテのリプレイスや新規導入時に、オンライン資格確認などの医療DX対応を基本機能として追加の費用負担なく実装させることをメーカーに徹底するよう、国や業界団体に強く働きかけています。

⑦「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に関する時限的な初診料の増点と再診料項目の追加

厚生労働大臣、財務大臣による大臣折衝において、令和5年度予算における診療報酬上の対応として、「オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和5年4月から12月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する」ことが検討項目として挙げられ、中医協での議論の後、同加算に修正が加えられました。(⇒70ページの上段のスライドを参照)

⑧令和4年度都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会(9月8日)における質疑応答(主なもの)

質問1：オンライン資格確認はさまざまな問題を抱えており、閉院を考えざるを得ない高齢の先生もいる。「例外規定」を設けて欲しい。

日本医師会回答：オンライン資格確認のために医療が提供できなくなるのは本末転倒です。「やむを得ない事情」を抱える医療機関については経過措置が設けられます。(⇒52ページ参照)

質問2：システム事業者の対応の遅れが原因で補助金交付申請が間に合わない場合、申請期間の延長を設けるなど検討して欲しい。

厚労省保険局医療介護連携政策課回答：令和4年末頃の導入状況について点検を行い、地域医療に支障を生じることのないよう必要な対応を検討したい。

質問3：補助金額を超えてしまうケースもある。カードリーダー以外の費用等もかかってくるため、上限を設けない全額補助を希望する。

また、導入後5年目を目途に交換費用等が発生する。この費用は診療報酬で充当されるべきものではなく、定期的な補助(カードリーダーの無償交換など)を希望する。

日本医師会回答：オンライン資格確認導入に関する初期費用は、既存のインターネット環境(地域差、現在の契約状況、建物内のLAN敷設状況)や提携している電子カルテ/レセコンのベンダーによりかなりの差が生じている。また補助対象ではないが、オンライン資格確認用のパソコンやルーターの保守費用(電子カルテ/レセコンベンダーと契約)についても少なからず差が見られる。

従って、システム事業者に見積もり依頼する際には、導入費用だけでなく保守費用も依頼

いただきたい。上限を超える場合は、見積もりの内訳を確認し、安くできるところをシステム事業者に交渉いただきたい。どうしても高くならざるを得ないものがあれば、日本医師会の相談窓口で報告していただきたい。日本医師会はその数字を根拠に具体的に補助上限を上げるべき要望を行うし、業界に対しては交渉をし、保守費用を軽減できるような取り組みを継続して行う。

数年後に想定される交換費用は、医療機関の負担ではなく、補助金等が活用できるよう日本医師会として今後しっかり交渉する。

厚労省保険局医療介護連携政策課回答：医療機関、薬局向けの補助は、「導入する機器(カードリーダー)は一定台数無償で提供するため、導入にあたってのネットワーク環境の整備、関連するシステムの改修に係る費用を補助するもの」である。ランニングコストは補助の対象外であり、診療報酬上の加算はランニングコストを負担する趣旨ではない。

質問 4：令和 5 年 4 月までに導入ができていない場合、即、療養担当規則違反となり保険医療機関の指定が取り消しされるのか。

日本医師会回答：まずは地方厚生局による懇切丁寧な指導が行われることになるが、具体的には個別事案ごとに適宜判断することになると思われる。これについても、やむを得ない事例の集積が重要である。

日本医師会のオンライン資格確認相談窓口専用フォーム

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/>

(日本医師会ホームページ(TOP)⇒「オンライン資格確認について」⇒「オンライン資格確認相談窓口専用フォーム」の順にクリックしてください。日医会員専用ページとなります。)

注) 下記項目のうち、■印のものについては地域職域医師会を通じて1月20日付けで会員の先生方に連絡済み。□印の項目は、2月13日時点において会員の先生方へは未通知のもの。

1 保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について

(令和5年1月31日 日医発第2042号)

令和4年12月23日の中央社会保険医療協議会(中医協)総会において、厚生労働大臣から諮問のあった「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置」並びに「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて」に関する「答申書」が厚生労働大臣あてに提出されたことを受け、その概要を県医師会報1月号に掲載したところです。

この答申を踏まえ、今般、オンライン資格確認の導入義務付けに係る経過措置に関する課長通知「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出されましたので、お知らせします。

なお、経過措置対象の医療機関については、猶予届出書を令和5年3月31日までに提出する必要がありますので、届出漏れのないよう、ご注意ください。

概要は下記のとおりです。

記

第1. 趣旨

医療DXの基盤となるオンライン資格確認については、マイナンバーカード1枚で医療機関を受診することで健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となるなど様々なメリットがある。こうしたメリットを踏まえ、保険医療機関・薬局については、令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところであり、まずはこれに向けて更なる導入の加速化を図ることとしている。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることとした。

第2. 改正の内容

1. オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置

令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局について、以下のとおり、期限付きの経過措置を設ける。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)を経由して、地方厚生局に猶予届出書を届け出ること。(具体的な届出方法については、「3. 猶予届出書の届出について」を確認すること)

《オンライン資格確認の経過措置について》

やむを得ない事情	期 限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者(ベンダー)と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中) →地方厚生局に届け出る際に改修完了予定月の記載が必要です。	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで) ※医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情) →離島山間地域、施設事情により光回線が敷設できない建物に加え、IPSec+IKEを利用しなければオン資にアクセスできない地域も本項目の対象となります。	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6カ月後まで ※医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続

(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認(居宅同意取得型)の運用開始(令和6年4月1日)まで ※訪問診療等におけるオンライン資格導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 →廃止について、令和6年秋以降を予定されている場合は、令和6年秋までは(5)でひとまず提出いただき、それ以降の予定は(6)での個別事例の対応になると考えます。	廃止・休止するまで (遅くとも令和6年秋まで) ※令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)

関係者それぞれがオンライン資格確認の原則義務化に向け取組を加速させてきたが、PC・ルーター不足やシステム事業者の人材不足等により、システム整備が完了しない施設が一定数見込まれる。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に必要な体制の整備を行うシステム事業者との間で当該体制の整備に係る契約(令和5年2月28日までに締結されたものに限る)を締結している保険医療機関・薬局を対象に、システム整備が完了するまで(遅くとも令和5年9月30日まで)の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、システム事業者との契約日(遅くとも令和5年2月28日まで)及びシステム整備が完了する見込み(予定月。遅くとも令和5年9月30日まで)を記入すること。必要な添付書類は、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類である。

なお、システム整備中であることを理由とした経過措置は、期限を区切って更にオンライン資格確認の導入を加速化することを目指したものであることから、保険医療機関・薬局やシステム事業者、導入支援事業者においては、その趣旨を踏まえ、更なる導入に向けた取組を行い、令和5年9月30日までにシステム整備を完了させることが重要である。

(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局

オンライン資格確認には、オンライン資格確認に接続可能な光回線(IP-VPN接続方式)のネットワーク環境が必要であるが、離島・山間地域や、施設がある建物によっては、こうしたネットワーク環境が敷設されていない施設がある。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備された後、オンライン資格確認のシステム整備を完了させる猶予期間として、オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6カ月後までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、オンライン資格確認に必要な光回線のネットワークの整備状況及び既に整備されている場合には整備された時期を記入すること。

なお、オンライン資格確認を用いるには、インターネット回線を用いる方法(IP-SEC+IKE方式)も可能である。オンライン資格確認に接続可能な光回線が使用できない場合には、こうした方式による導入が望ましいこと。

(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関

厚生労働省では、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み(居宅同意取得型)の構築を進めている。こうした状況を踏まえ、訪問診療のみを実施する保険医療機関については、居宅同意取得型の運用開始(令和6年4月1日)までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、訪問診療のみを実施する保険医療機関(在宅医療のみを実施する医療機関であって、「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」(平成28年3月4日付け保医発0304第16号)の2に規定する要件を全て満たす保険医療機関をいう)であることを記入すること。

(参考資料)

・「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」(平成28年3月4日付け保医発0304第16号)

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000114874.pdf>

(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局

改築工事中、臨時施設については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。改築工事中、臨時施設の期間中の施設については、「改築工事が完了するまで」「臨時施設が終了するまで」の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、改築工事又は臨時施設の開始日及び改築工事又は臨時施設の終了予定日を記入すること。

(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局

国は、マイナンバーカードと保険証の一体化を加速し、令和6年秋の保険証廃止を目指すこととしている。こうした状況を踏まえ、令和6年秋までの廃止・休止を決めている場合については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。(具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない)

令和6年秋までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、廃止又は休止予定日を記入すること。

(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

オンライン資格確認の導入義務化の例外措置(※)又は上記(1)～(5)の類型と同視できるか個別に判断するバスケットクローズの経過措置を設ける。

(※)現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局(手書きでレセプトを作成している保険医療機関・薬局又は電子請求の義務化時点で65歳以上の医師等の保険医療機関・薬局)

「特に困難な事情」は、例えば、以下の場合が想定される。個々の事例について疑義が生じた場合には、地方厚生局を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室に照会する。

ア. 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

イ. 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

(目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下であること)

ウ. その他例外措置又は上記(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

当該施設については、猶予届出書にア～ウのうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類を添付することができる。

なお、イと記入した場合は、(ア)常勤の医師等のうち最も若い者の令和5年4月時点の年齢及び(イ)特に困難な事情〔※(ア)の年齢が70歳以上である場合は記載不要〕を記入すること。月平均レセプト件数が50件以下であることについては、地方厚生局において、令和3年12月から令和4年11月までにNDBに取り込まれた請求実績を基に確認することとしていること。個々の保険医療機関・薬局が該当するか否かについては、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生局に照会すること。

ウと記入した場合は、その具体的な内容を記入すること。例えば、上記(1)～(5)又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合(「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年以内に閉院を予定している」といった場合等)は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

また、特にイ又はウと記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

2. オンライン資格確認の経過措置

保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認を求められた場合に応じる義務については、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には、居宅同意取得型の運用開始(令和6年4月1日)までの経過措置を設ける。

3. 猶予届出書の届出について

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金を経由して、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生局に原則オンラインで、猶予届出書を令和5年3月31日までに届け出ること。

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、上記(1)～(6)の類型に必要な書類を添付すること。但し、やむを得ない事情(書類をPDFに変換する機能等を有しない場合を含む)によって必要な書類が添付できない場合には、届出の事後に、速やかに必要な書類を支払基金を経由して地方厚生局に提出すること。

①「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出

保険医療機関・薬局は、支払基金が運営する「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届出を行うことができること。

②郵送による届出

①による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、紙媒体の猶予届出書を支払基金に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生局に対して行うことができること。

猶予届出書の様式は、厚生労働省ホームページ等において、ダウンロードすることが可能であること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

上記のとおり送付されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。紙媒体により届出を行った場合、内容の不備等に係る確認に特に時間を要し、補正の求め等に遅れが生じる可能性があること。

4. 地方厚生局・支払基金との情報共有

地方厚生局は、療養の給付に関して必要があるときは、支払基金に対して、必要な資料の提供を求めることができること。

支払基金は、オンライン資格確認の体制整備を促進するため必要があるときは、地方厚生局に対して、必要な資料の提供を求めることができること。

保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

令和5年2月

令和5年4月からのオンライン資格確認の原則義務化に向けて ご準備をお願いします

●オンライン資格確認の導入を原則義務とすることについては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されており、令和5年4月1日より施行されます。

オンライン資格確認の経過措置の事前届出を 医療機関等向けポータルサイトのフォーム等で受付開始しました

令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和5年1月17日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、**令和4年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は届出を行うことにより、一定期間、導入の義務が猶予される経過措置が設けられることとなりました。**経過措置対象の保険医療機関・薬局は、**事前に届出を行う**必要があります。

経過措置の対象となるやむを得ない事情については裏面の通りですが、廃止や改築工事中など特別な事情を除き、**令和5年2月末までにシステム事業者と契約を締結する必要があります。**

オンライン資格確認の経過措置の事前届出方法

医療機関等向けポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）でオンライン資格確認の経過措置の猶予届出の受付を開始しました。
経過措置対象となる保険医療機関・薬局は、**必ず事前に猶予届出を行っていただく必要があります。**
令和4年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、**遅くとも令和5年3月31日まで**に猶予届出を行ってください。

＜猶予届出については、原則ポータルサイトから行ってください＞

1. ポータルサイトのトップページ上部右の「既にアカウントをお持ちの方はログイン」ボタンをクリックし、ログインしてください。
2. ログイン後、マイページから「**オンライン資格確認導入の猶予届出**」をクリックしてください。
3. 届出理由を選択し、届出理由に応じた必要事項を入力してください。

※猶予届出には、ポータルサイトのアカウント登録が必要です。アカウント登録がお済みでない場合、2月3日以降に送付いたしますアカウント登録のご案内をご覧ください。

ポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能です。

1. 猶予届出書の様式を、厚生労働省HP等から、ダウンロードしてください。
2. 必要事項をすべて記載してください。（必要に応じて添付書類もご用意ください）
3. 社会保険診療報酬支払基金へ猶予届出書（紙媒体）を郵送してください。（送付先）

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金 医療情報化支援助成課 行

※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「**猶予届出書在中**」と記載してください。

義務化特設ページ▼



**猶予届出の提出方法や記載事項等の詳細は、厚生労働省HP、
ポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。**

経過措置の対象となる「やむを得ない事情」については次ページへ ▶▶▶

オンライン資格確認の経過措置 対象となる保険医療機関・薬局

＜経過措置とするやむを得ない事情＞

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが 、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和5年9月末まで） ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情） ※ オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が敷設されていない（離島・山間地域、施設がある建物で敷設されていない）ものに限る	オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関 ※ 「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱について（平成28年3月保険局医療課通知）」に基づき、訪問診療のみを行う施設を指す ※ 訪問診療のみを行う施設は、モバイル端末を用いて患者の自宅等で資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意を取得し、施設等でオンライン資格確認等システムを利用する仕組み（訪問診療のオン資（居宅同意取得型））の構築を進めているため、居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月目途）までの経過措置を設ける	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（ 令和6年4月目途 ）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局 ※ 改築工事中とは、改築工事によってオンライン資格確認の導入が難しい場合を指す ※ 臨時施設とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、設置された臨時施設を指す	改築工事が完了するまで （工事終了による診療・調剤再開予定日まで） 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までにシステム事業者と契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局 ※ 令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている保険医療機関・薬局が対象	廃止・休止するまで （遅くとも令和6年秋まで） ※ 令和5年2月末までにシステム事業者と契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ・自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 ・高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である） ・その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までにシステム事業者と契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

オンライン資格確認の経過措置の詳細は、ポータルサイトの オンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページをご参照ください

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

☎ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く）土 8：00～16：00



オンライン資格確認の原則義務化/経過措置に関する情報を公開中！

医療機関ポータル

検索



Change・Challenge・Growth
社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日医発第 2074 号(情シ)(保険)
令和 5 年 2 月 6 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

「オンライン資格確認」アカウント登録のためのダイレクトメール発送（協力依頼）
および「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認について、昨年 12 月 23 日の中央社会保険医療協議会（以下、中医協）にて、義務付けの経過措置が決定され、日医発第 2042 号(情シ)(保険)「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」にて、猶予届出方法をお知らせいたしました。

本経過措置に関連して、厚生労働省より周知依頼がありましたので、2 点お知らせいたします。

1. アカウント未取得医療機関へのダイレクトメール発送 → 4 ページ目を参照

経過措置の届出について、原則として「医療機関等向けポータルサイト」（以下、ポータルサイト）を利用した届出が求められていることから、ポータルサイトのアカウントを取得していない医療機関に向けて、アカウント登録を呼びかけるダイレクトメールを発送するとのことです。

経過措置の届出には、ポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送での届出が可能となっておりますが、円滑な届出のためにもポータルサイトの利用もご検討いただけますようお願い申し上げます。

また、本ダイレクトメールについては、アカウント登録が行われていないすべての医療機関に送付されているため、オンライン資格確認の原則義務化の例外となっている医療機関にも送付されているとのことです。

2. 「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正

医療提供体制設備整備交付金実施要領が改正され、やむを得ない事情により経過措置を受けた場合に、補助金交付を受けるための事業完了期限、並びに、補助金申請期限（各事業完了期限の 3 か月後）が次ページ表のように明記されました。

経過措置を受けられる医療機関におかれましては、それぞれ期日内に手続きいただきますようお願い申し上げます。

やむを得ない事情による経過措置を受けた場合の交付対象となる期限

やむを得ない事情	事業完了期限	補助金申請期限
(1)令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 6 月 30 日
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関	令和 6 年 3 月 31 日	令和 6 年 6 月 30 日
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	令和 5 年 9 月 30 日	令和 5 年 12 月 31 日

今回の経過措置に関連して、やむを得ない事情「(1) ベンダー導入事由」による経過措置を受けるための条件、並びに、やむを得ない事情「(1) ベンダー導入事由」「(4) 改築、臨時施設事由」「(5) 廃業、休止事由」「(6) 特に困難な事由」での補助金の拡充措置（補助上限額の満額）を受けるための条件に、**令和 5 年 2 月末までのシステム事業者との契約が必要**となっております。

また、やむを得ない事情により上記の経過措置を受けるためには、遅くとも**令和 5 年 3 月 31 日までに猶予届出を提出**する必要がある、「(1) ベンダー導入事由」の場合は、**契約書や注文書の写しなどシステム事業者と届出 2 月末までに契約したことが確認できる書類が必要となります**。システム事業者と連絡をお取りいただき、何卒ご対応のほどよろしくお願いいたします。

もし、システム事業者が契約書類等の対応いただけない状況がありましたら、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内オンライン資格確認相談窓口(<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>)までご一報のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・令和 5 年 2 月 1 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課名事務連絡「「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録等を円滑に行うためのダイレクトメール発送に関する会員への周知について（協力依頼）」
 - ・（別添1）ポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの再発送
 - ・（別添2）ポータルサイトのアカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等に対してダイレクトメールの発送
- ・令和5年2月1日付保連発0201第2号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長名文書「「医療提供体制設備整交付金の実施について」の一部改正について」
 - ・別紙 医療提供体制整備交付金実施要領
- ・社会保険診療報酬支払基金 支部広報誌 2 月号同封チラシ

事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録等を円滑に行うためのダイレクトメール発送に関する会員への周知について
(協力依頼)

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

また、日々の新型コロナウイルス感染症への対応にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

先般、「「オンライン資格確認」医療機関等向けポータルサイト仮 I D・アカウントの再発行に関する会員への周知について（協力依頼）」（令和 4 年 8 月 5 日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、医療機関等向けポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの発送を行ったところです。

「医療機関等向けポータルサイト」（以下、ポータルサイトという。）では、オンライン資格確認や電子処方箋等に関する情報発信、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きの受付を行っております。

本年 4 月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されるところ、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることが、昨年 12 月 23 日中央社会保健医療協議会において答申されました。これを受けて、本年 1 月 17 日に改正省令が公布され、経過措置対象となる保険医療機関・薬局は、本年 3 月 31 日までに、原則としてポータルサイトから事前届出を行っていただくこととしております。そのため、猶予届出書の提出には、ポータルサイトのアカウント登録が必要となります。

このことから、下記のとおり、

- ・ ポータルサイトのアカウントが未登録の医療機関等に対してダイレクトメールの再発送（別添 1 参照）と、
- ・ ポータルサイトのアカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等に対してダイレクトメールの発送（別添 2 参照）

を行うこととしております。

つきましては、貴会におかれましても、会員の皆様に対して、送付されたダイレクトメールをご確認いただき、ポータルサイトにアカウント登録等を行うことについてご案内いただきたく、お願い申し上げます。

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認システムの早期導入に向けて、引き続きご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1 昨年8月にダイレクトメールを発送した医療機関等のうち未だアカウント登録していない医療機関等への再発送

ポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) のアカウント登録を円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを再発送します(令和5年2月3日付を予定)。

社会保険診療報酬支払基金本部にて仮ID及びパスワードを発行しており、アカウントを登録する際には医療機関等の名称や開設者氏名等の必要な情報が自動表示されるようにしており、入力作業を簡素化しておりますので、ご活用下さい。

2 アカウントが未登録の新設医療機関等又は承継手続きが必要な医療機関等へのダイレクトメールの発送

新設医療機関等のポータルサイト (<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) へのアカウント登録や、過去に旧医療機関コード等でポータルサイトのアカウント登録をしている医療機関等が承継手続きを円滑に行っていただけるよう、ダイレクトメールを発送します(令和5年2月3日付を予定)。

医療機関等の住所、名称等

令和 5 年 2 月 3 日
厚生労働省
社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認 医療機関等向けポータルサイトへのアカウント登録のご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入を原則義務化とすることについては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されており、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。医療機関等向けポータルサイトでは、オンライン資格確認等システムやオンライン資格確認等システムの基盤を活用した電子処方箋等に関する情報発信や、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きを行うことができますので、**アカウント登録をお願いいたします。**

また、令和 5 年 4 月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和 5 年 1 月 17 日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、**令和 4 年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は届出を行うことにより、一定期間、導入の義務が猶予される経過措置が設けられることとなりました。**経過措置の届出については、医療機関等向けポータルサイトから行うことができますので、経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は、**遅くとも令和 5 年 3 月 31 日までにあらかじめアカウント登録を行った上で「医療機関等向けポータルサイト」から事前届出を行ってください。**経過措置等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトに掲載しております。

「医療機関等向けポータルサイト」へのアカウント登録をお願いいたします。

下記の仮メールアドレス・パスワードでログインし、アカウント登録をお願いします。（登録方法は裏面参照）
なお、皆様の登録作業簡素化のため、支払基金で把握している内容（開設者名等）は登録済です。

＜（医療機関名）における仮メールアドレス・パスワード＞

仮メールアドレス	4XXXXXXXX@01
仮パスワード	pa4XXXXXXXX0

※ 仮メールアドレス・パスワードは貴医療機関・薬局がログインするために支払基金が発行したものです。
アカウント登録の際に、貴医療機関・薬局のメールアドレス、任意のパスワードに変更してください。

※ 当文書については令和 5 年 1 月 15 日時点においてアカウント登録を行っていない医療機関・薬局の皆様へ送付しております。既にアカウント登録を了している医療機関・薬局の皆様は改めてのアカウント登録は不要ですのでご容赦願います。

※ 当文書については、オンライン資格確認の原則義務化対象外となっている医療機関・薬局の皆様にも送付しております。今後、オンライン資格確認等システムの基盤を利用したサービス等の情報も随時、医療機関等向けポータルサイトでご案内しますので、ぜひご登録ください。

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法



こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます

① 検索サイト等で「医療機関ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

② 医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部の右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。

オンライン資格確認・医療情報化支援基金関係
医療機関等向けポータルサイト

音声読み上げ ふりがな 表示色 **A** **A** **A** 文字サイズ **小** **中** **大**

サイト内検索 キーワードを入力

オンライン資格確認ってなに？	アカウント登録される方	利用申請・補助申請される方	よくあるお問い合わせ	各種資料ダウンロード
----------------	-------------	---------------	------------	------------

オンライン資格確認利用・補助申請をするには、アカウント登録が必要です。

オンライン資格確認利用・補助申請は、専用ページにてお手続きください。

③ 表面記載の仮メールアドレス・仮パスワードを、それぞれ「メールアドレス・パスワード欄」に入力し、「ログイン」をクリックしてください。

医療機関等向けポータルサイト

メールアドレス

パスワード

④ ログイン後、「アカウント情報編集」をクリックしてください。

あなたの情報

⑤ 現在登録されている貴医療機関・薬局の情報について、次のとおり変更・確認をして、「確認画面に進む」をクリックしてください。

医療機関等向けポータルサイト

都道府県名 必須	東京都
点数表コード 必須	4調剤
医療機関等コード 必須	7文字で入力してください。 9999999
医療機関等名 必須	200文字以下で入力してください。 サンプル医療機関
開設者氏名 必須	200文字以下で入力してください。 サンプル太郎
電話番号 必須	すべて半角で「数字-数字-数字」の形式で入力してください。 03-0000-0000
担当者名 必須	支払基金
メールアドレス 必須	sample123@example.com
メールアドレス(確認)	sample123@example.com
パスワード	半角英数字のみ、8文字以上で設定してください。0などの記
パスワード(確認)	

登録内容をご確認いただき、変更が必要な項目があれば変更してください。なお、「都道府県名」欄、「点数表コード」欄、「医療機関等コード」欄は変更できません。

「担当者名」欄は支払基金と表示されていますので、貴医療機関・薬局におけるご担当者名に変更してください。

「メールアドレス」欄は表面の仮メールアドレスが表示されていますので、貴医療機関・薬局のメールアドレスに変更してください。

※メールアドレスを変更いただくことで、今後、オンライン資格確認に関する必要な情報をご登録いただいたメールアドレスに送信いたします。

「パスワード」欄は空白になっていますので、貴医療機関・薬局が任意に設定するパスワードを入力してください。

⑥ 変更内容が反映されているかご確認いただき、「上記の内容に同意して確定する」をクリックしてください。以上で完了です。

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

☎ : 0800-0804583 (通話無料) 月曜日～金曜日 8:00～18:00 土曜日 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

医療機関等の住所、名称等

令和 5 年 2 月 3 日

厚生労働省

社会保険診療報酬支払基金

オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイトへの
アカウント登録または承継手続きのご案内について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入を原則義務化とすることについては、保険医療機関及び保険医療養担当規則（いわゆる療担規則）等において規定されており、令和 5 年 4 月 1 日より施行されます。医療機関等向けポータルサイトでは、オンライン資格確認等システムやオンライン資格確認等システムの基盤を活用した電子処方箋等に関する情報発信や、導入を進めていただくにあたり必要な各種申請手続きを行うことができますので、下図のとおり、**アカウント登録または承継手続きをお願いいたします。**

また、令和 5 年 4 月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和 5 年 1 月 17 日に療養担当規則等の一部を改正する省令が公布され、**令和 4 年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は届出を行うことにより、一定期間、導入の義務が猶予される経過措置が設けられることとなりました。**経過措置の届出については、医療機関等向けポータルサイトから行うことができますので、経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は、**遅くとも令和 5 年 3 月 31 日までにあらかじめアカウント登録または承継手続きを行った上で「医療機関等向けポータルサイト」から事前届出を行ってください。**経過措置等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトに掲載しております。

これまで、医療機関等向けポータルサイト
アカウント登録をしていない医療機関・薬局

「医療機関等向けポータルサイト」の**アカウント登録**をお願いいたします。
▶裏面の「アカウント登録方法」をご確認ください。

過去に旧医療機関コード等で
医療機関等向けポータルサイトの
アカウント登録をしていた医療機関・薬局

「医療機関等向けポータルサイト」の**承継手続き**をお願いいたします。
▶裏面の「承継手続き方法」をご確認ください。

- ※ 当文書については令和 5 年 1 月 15 日時点においてアカウント登録又は承継手続きを行っていない医療機関・薬局の皆様へ送付しております。既にアカウント登録または承継手続きを了している医療機関・薬局の皆様は改めてのアカウント登録または承継手続きは不要ですので容赦願います。
- ※ **承継手続きとは**、医療機関等コードの変更を伴う、個人診療所を医療法人化する場合（開設者の変更）、親から子など、実質的な診療体制等を継続する場合、保険医療機関等の住所を移転する場合、フランチャイズ契約先の変更後も、実質的な調剤体制を継続する場合等において、**オンライン資格確認に関するすべての権利・義務を承継するための手続き**です。

本件に関して、ご不明な点がある場合は、オンライン資格確認等コールセンターまでご連絡ください。

☎：0800-0804583（通話無料）月曜日～金曜日8：00～18：00 土曜日8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

「医療機関等向けポータルサイト」アカウント登録方法



こちらのQRコードからアカウント登録の手続きができます

①検索サイト等で「医療機関等ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部右側の「初めてご利用になる方（アカウント登録）」をクリックしてください。



③受信できるメールアドレスを入力し、「仮登録メールを送信する」ボタンをクリックしてください。
仮登録メールが、入力されたメールアドレスあてに送信されます。
送られてきたアカウント登録用URLをクリックし、アカウント情報入力画面を開きます。

④医療機関等情報を入力し、「確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面が表示されますので、お間違えがなければ「上記の内容で確定する」ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスあてに「アカウント登録完了のご案内」が送信されます。これでアカウント登録は完了です。

「医療機関等向けポータルサイト」承継手続き方法



こちらのQRコードから承継手続きができます

①検索サイト等で「医療機関等ポータル」と検索、または右上のQRコードを読み取りください。

②医療機関等向けポータルサイトを開き、画面上部右側の「すでにアカウントをお持ちの方はログイン」をクリックしてください。



③過去にアカウント登録したメールアドレス、パスワードを入力し、ログインをクリックしてください。
なお、メールアドレス等を失念した場合は、オンライン資格確認等コールセンター（0800-0804583）へご連絡ください。

④「オンライン資格確認関係 保険医療機関等承継届出」をクリックしてください。



⑤承継手続きに必要な情報を入力し、「確認画面へ進む」ボタンをクリックしてください。
入力内容の確認画面が表示されますので、お間違えがなければ「上記の内容で確定する」ボタンをクリックしてください。
登録されたメールアドレスあてに承継届出の受理メールが送信されます。その後、今後の手続きに関するご案内を郵送します。

※承継手続きの詳細、入力例を知りたい場合は、⑤の入力画面から「承継の詳細については⇒[こちらをクリック](#)」「入力例を確認される方は⇒[こちらをクリック](#)」のリンクをクリックしてご確認ください。

日医発第 2168 号(総務)(経理)
令和 5 年 2 月 1 6 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人 日本医師会
会長 松 本 吉 郎
(公印省略)

トルコ・シリア地震への医療支援について (お願い)

去る 2 月 6 日にシリア国境に近いトルコ南東部でマグニチュード 7.8 の地震が発生し、2 月 14 日現在で約 37,000 人以上の死亡と多数のけが人が確認されております。

すでに、日本医師会では、医療チームを派遣し被災者への緊急支援活動を行っている AMDA に対して 500 万円を支援金として支出しておりますが、事態の緊急性と深刻さに鑑み、全国の医師会及び会員の先生方からの支援金を募るべく、下記の寄附口座を開設することといたしました。

貴会におかれましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会管下郡市区等医師会及び会員各位のご協力につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

追って、支援金の配賦については、改めてご報告いたします。

支援金の送付方法は、下記のとおりです。

記

1. 支援金受付

銀 行 名 : 三井住友銀行 神田支店

口座番号 : 普通預金 3 5 9 7 0 5 1

口 座 名 : 日医トルコシリア地震医療支援金

フリガナ名 : ニチイトルコシリアジシイリョウシエンキン

* 手数料は各自ご負担願います。

* 税務上の取扱い (別紙 1 参照)

2. 受付期間 令和 5 年 2 月 1 6 日 ～ 3 月 3 1 日

3. 支援金申込書

支援金申込に際しては、別紙 2 「寄附金領収書発行依頼書」に必要事項をご記入のうえ、本会経理課へご送付ください。

「トルコ・シリア地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

この度の支援金の税法上の取扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金の控除（所得控除又は税額控除）、法人（医療法人等）の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

なお、税法上の取扱いについて、詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

領収書が必要な方へはご希望に応じて発行いたしますので、別紙2「寄附金領収書発行依頼書」に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。

なお、領収書のお届けまでは、入金日から2カ月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

(問い合わせ先)

日本医師会 経理課：

電話：03-3942-6486（直通）

寄附金領収書発行依頼書

公益社団法人 日本医師会経理課 行

件名	トルコ・シリア地震医療支援金		
寄附金額	円		
寄附者名 お名前又は法人名 (領収書宛名)	(フリガナ)		
住 所 (領収書発行先)	(フリガナ)		
	〒	—	都・道・府・県 市・区・町・村
連絡先	担当者名		
	電話番号		
備考			

振込情報 (入金確認のため)	
振込日	月 日
振込元の銀行名	銀行
振込人名義	(寄附者名と振込人名義が異なる場合、 <u>必ず</u> ご記入下さい)

本紙を日本医師会経理課宛にお送りください

郵送：〒113-8621 東京都文京区本駒込 2-28-16

FAX： 03-3946-6295 電子メール：keiri@po.med.or.jp

※領収書について

日付は支援金口座への入金日となり、送付は入金日から2カ月程度かかる見込みです。

決算等で領収書発行をお急ぎの場合、上表の備考欄にその旨をご記入ください。

(地区医師会等で支援金をとりまとめの場合、地区医師会等からの入金日が領収書日付となり、送付は日本医師会への入金日から2カ月程度かかる見込みです)

事務局記入欄		
受付日	月 日	備考
入金日	月 日	
領収書発行	月 日	

令和4年度

医療安全管理研修会

（医療事故未然防止研修会）

滋賀県医師会

令和4年度 滋賀県医師会

医療安全管理研修会

(医療事故未然防止研修会)

◆ 本研修にかかる動画の視聴方法について	…… P. 1
◆ 医療安全確保のための研修	
【動画講習】 資料提供：損害保険ジャパン株式会社	
1. 「医療事故 ～ 過失と因果関係 ～ 」	…… P. 2
2. 「採血時の神経損傷事故の対応」	…… P. 10
◆ 参考	
① 日医医賠償特約保険等のご案内	…… P. 22
② 日医医賠償保険「医療通訳サービス」のご案内	…… P. 23
③ 「医療安全」「医の倫理」にかかるケーススタディについて	…… P. 24
④ 医療の安全を確保しましょう！	…… P. 25
⑤ 研修の計画および実施記録に係る様式	…… P. 26
1) 研修計画書	
2) 研修実施記録	
3) 出席者名簿	

《お知らせ》

改正医療法により、医療機関には医療安全確保のための研修実施が義務付けられており、研修を実施、または受講した際には、日時や研修内容等を記録することが求められます。

研修実施記録の様式はホームページまたは本冊子最終頁に掲載しておりますのでご活用ください。

なお、本冊子は研修会実施記録とともに保管ください。

本研修にかかる動画の視聴方法について

①滋賀県医師会ホームページ
会員専用ページにログイン後、
【医療安全】タブをクリック

②医療安全ページより
【医療安全管理研修(動画視聴)】をクリック



③右記ページより研修動画の
視聴等可能

携帯端末は以下のQRコードからも
ご視聴いただけます

【医療事故 ～過失と因果関係～】



【採血時の神経損傷事故の対応】



・ URLをクリックで
視聴開始
・ QRコード読み取り
で携帯端末からも
視聴可能

本研修会資料を
ダウンロード

研修実施記録の様式を
ダウンロード



第31回 日本医学会総会 2023 東京

ビッグデータが拓く未来の医学と医療
～豊かな人生100年時代を求めて～

事前参加登録者特典

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 1. 産業医セッション事前申込 | (受付中: 3月31日正午まで) |
| 2. 共通講習事前申込 | (受付中: 3月31日正午まで) |
| 3. ランチョンセミナー事前申込 | (3月1日より受付開始) |
| 4. 4月20日開催 開会記念 特別講演会 事前申込 | (3月1日より受付開始) |

申込は先着順となります。定員に達し次第、受付終了となりますので、予めご了承ください。詳細はWEBサイトよりご覧ください。

会 期

(学術集会) 2023年4月21日(金)～23日(日)
(学術展示) 2023年4月20日(木)～23日(日)
(博 覧 会) 2023年4月15日(土)～23日(日)

会 場

東京国際フォーラム
および 丸の内・有楽町エリア

会 頭

春日 雅人 朝日生命成人病研究所 所長
国立国際医療研究センター 名誉理事長

開催形式

現地開催+WEB開催
(LIVE配信およびオンデマンド配信)

開催形式について

第31回日本医学会総会は、現地開催に加え、WEB開催(LIVE配信およびオンデマンド配信)を組み合わせたハイブリッド開催で準備を進めております。

■参加方法および参加登録費について

- ・現地参加の場合は、WEB参加も可能です。
また、現地参加が叶わぬ場合には、WEBのみでもご参加いただけます。
- ・大学院生およびメディカルスタッフで“WEB参加のみ”にてご登録いただいた場合は、現地参加いただけません。

■視聴可能プログラムについて

LIVE配信: 現地開催と同時に、現地で開催中のプログラムを生中継します。
オンデマンド配信: 現地開催終了後に、現地で収録したプログラムを録画放送します。

オンデマンド配信は、好きな時間に、何度でも視聴可能です。
(オンデマンド配信期間は2023年5月～7月頃を予定しています)

LIVE配信およびオンデマンド配信については、WEBサイトにてご案内いたします。

事前参加登録は
こちらから

<https://isoukai2023.jp/>

🔍 医総会2023



【事務局】 〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学医学部附属病院中央診療棟2(8F)
TEL | 03-5800-8971 FAX | 03-5800-6412
E-mail | office@isoukai2023.jp

参加登録料

参加登録費／期間

参加登録区分	参加方法	事前参加登録	当日参加登録
		2022/12/1 ~2023/4/7	2023/4/21 ~2023/4/23
医師・歯科医師・研究者	現地+WEB参加	30,000円	35,000円
Over75 (医師・歯科医師・研究者) ※2023/4/21時点で満75歳以上	現地+WEB参加	20,000円	25,000円
Under40 (医師・歯科医師・研究者) ※2023/4/21時点で満40歳未満	現地+WEB参加	20,000円	25,000円
医療情報担当者(行政・企業)	現地+WEB参加	30,000円	35,000円
大学院生(医師・歯科医師) もしくは卒業5年までの 医師・歯科医師	現地+WEB参加	10,000円	15,000円
	WEB参加のみ	7,000円	10,000円
メディカルスタッフ (看護師・薬剤師・診療放射線技師・ 臨床検査技師・その他) 病院事務・管理関係者・ その他医療従事者	現地+WEB参加	5,000円	8,000円
	WEB参加のみ	3,000円	6,000円
大学院生 (医師・歯科医師を除く)	現地+WEB参加	2,000円	3,000円
	WEB参加のみ	1,000円	2,000円
学部学生(※2)	現地+WEB参加	無 料	無 料

割引プラン

※1 団体登録割引：11名の登録につき1名無料となります。
詳しくは下記の「団体登録割引のご案内」をご覧ください。

団体登録割引のご案内

- ・同一区分での11名ご登録につき、1名無料となります。団体登録割引を適用するためには、**11名以上で同時に登録してください。**
(例：15名登録で1名無料、22名登録で2名無料となります。)
- ・異なる参加登録区分や料金が混在した団体登録はできません。
- ・代表者の方がまとめて登録してください。登録の際には全参加者の氏名とE-mailアドレスの登録が必要となります。なお、参加登録費のお支払い後でも、氏名やメールアドレスの変更は可能です。
- ・団体登録完了後は、登録者個別に、参加登録システムログインIDとパスワードを発行しますので、以後は各人で個人詳細情報の入力やセッションの登録等を行っていただけます。
- ・その他、ご不明な点等ございましたら、事務局までご相談下さい。

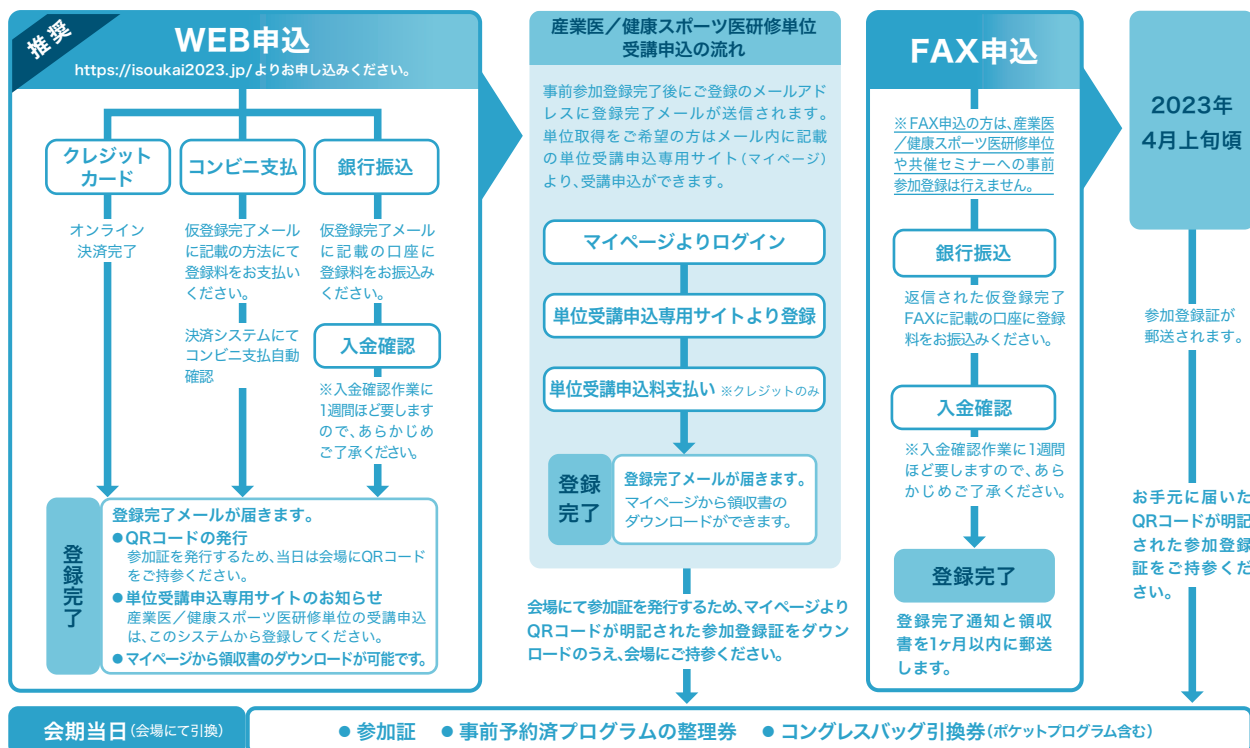
※2 学部生もWEBからの事前参加登録が必要となります。
看護学部等、医学部以外の医療系学生も参加可能です。

※3 同伴者(医療従事者以外の家族)の登録はございません。

キャンセルポリシー

- ・参加登録をキャンセルされた場合でも、参加登録料は返金いたしません。二重登録の場合でも返金できませんので、ご注意ください。
- ・お支払期限までに入金を確認できない場合は、ご登録をキャンセルさせていただきます。
- ・住所やご所属先の変更等、ご登録された内容に変更がある場合は、登録デスク宛にメールまたはFAXにてご連絡ください。
お電話による変更は受付いたしかねます。

参加登録の流れ



※FAX申込の方は、産業医／健康スポーツ医研修単位や共催セミナーへの参加登録は行えません。

※参加証を発行するためのQRコードは、2023年3月上旬頃にマイページからダウンロード可能です。

また、FAX申込の方は、参加登録証(QRコード付き)を2023年3月上旬頃から順次65%させていただきます。

学術講演 プログラム案

● 特別講演

春日 雅人 (第31回日本医学会総会 会頭)	尾身 茂 (結核予防会 代表理事)	住友 雅人 (日本歯科医学会長)
松本 吉郎 (日本医師会長)	津田 雄一 (JAXA 教授)	福井 トシ子 (日本看護協会会長)
門田 守人 (日本医学会会長)	山中 伸弥 (京都大学IPS細胞研究所 名誉所長・教授)	山本 信夫 (日本薬剤師会会長)
中村 祐輔 (医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長)	Carl-Henrik Heldin (ノーベル財団 理事長)	武田 泰生 (日本病院薬剤師会会長)
浅川 智恵子 (日本科学未来館 館長)	堀 憲郎 (日本歯科医師会長)	
大隅 良典 (東京工業大学 名誉教授)	井上 恵司 (東京都歯科医師会長)	

● 会頭特別企画

- ビッグデータがどのように医療・医学を変えるか
- COVID-19に世界はどう対応したのか？どう対応するのか？
- COVID-19に日本はどう対応したのか？どう対応するのか？
- ヒトがん生物学が教えてくれるもの 一次世代がん治療戦略の構築に向けてー
- 2024年の医師の働き方改革元年を翌年に控えてー課題と展望
- 2040年を見据えた地域医療構想ー我が国の医療供給体制の課題と未来への提言
- 医療と臨床研究における患者・市民参画 (PPI)
- COVID-19 ダイジェストセッション

● 柱1. ビッグデータがもたらす医学・医療の変革

- リアルワールドデータを用いた臨床研究・疫学研究
- AIが変える医学研究
- シングルセルレベルで身体・病態を理解する
- 顕微鏡ビッグデータは医学に何をもたらすか？
- ビッグデータとAIを活用したQOLの向上と健康寿命の延伸
- ゲノム医療がもたらす未来

● 柱3. 人生100年時代に向けた医学と医療

- 老化の本態解明と健康長寿
- 認知症診療の現状と展望
～アルツハイマー病の疾患修飾療法が現実味を帯びてきた中で～
- 高齢者医療における領域横断的なフレイル・ロコモ対策
- 少子化と子どもの健康ー社会医学・看護系の視点から
- 小児期から成人期へ切れ目ない医療連携→トランジション診療について～
- 超高齢社会における生活習慣病のprecision medicine
ーゲノム医療などの観点からー
- 超高齢社会における生活習慣病対策ー歯科の立場から
- 行動変容による疾病の予防と健康寿命の延伸ー改めて国民の心を動かすためにはー
- 在宅医療・介護の制度改革およびテクノロジーの活用
ーより良い地域包括ケアシステムに向けて
- 終末期医療の諸課題と各職種の役割
- 健康長寿に関わるエビデンスの構築と医療政策への応用
- 人生100年時代の社会情勢の変化と労働環境の変容に対応した産業保健の変革

● 柱5. パンデミック・大災害に対抗するイノベーション立国による挑戦

- 社会的システムとしての救急・災害医療ーレジリエンスを高めるシステムの検討
- ポストコロナの保健医療システムの在り方
- パンデミック感染症や災害に対する医学・医療環境の構築
- 感染症予防の究極的手段としての予防接種
- 社会からの隔絶「ソーシャルディスタンス」の医学
- COVID19をめぐるコミュニケーションの諸相

● 柱2. 革新的医療技術の最前線

- 人工組織・オルガノイド・細胞エンジニアリングの医療応用
- 臓器代替技術の現状と新展開
- 分子標的治療の現状と未来
- がんの抗体・免疫細胞治療
- 脳情報の解読に基づく脳神経疾患の治療戦略
- 免疫学が変えた医療
- 多臓器間ネットワークの理解に基づく医療応用
- 生体膜バイオロジーの医学・医療への応用
- トランスポーター創薬ー生体機能から治療へー
- 腸内細菌から見た新たな健康と医療
- 生殖機能障害と不妊症・不育症治療の現在と未来
- 難病に対する遺伝子治療の推進
- 工学的センシング技術を駆使した新たなバイオマーカーの開発
- 未来の手術機具・医療機器・ロボティクスデザイン
- 遠隔診断・モニタリングの実現に向けた医工連携技術
- liquid biopsyがもたらす可能性と課題

● 柱4. 持続可能な新しい医療システムと人材育成

- 持続可能な開発目標 (SDGs) とグローバル・ヘルス
- 医療人の働き方に関わる諸課題とその対策
- 医療人の教育の現状と今後の在り方
- 医療・介護の経済・財政的課題の改善に向けて
- 医工連携・融合に向けた教育改革・環境整備
- 今日の臨床・研究におけるELSI (Ethical, Legal and Social Issues)
- 安全への先行的アプローチ

● ダイバーシティ推進委員会・U40委員会企画

- 男性医師の育児休業の在り方ー男性医師は取得すべき？
 - 各大学・地域におけるダイバーシティの取り組み
 - 各学会におけるダイバーシティの取り組み
 - 日本学術会議の提言から、将来に向けた医学研究評価のあり方について考える
 - デジタルヘルスケア (主に治療アプリ) が健康にもたらす役割
 - それぞれの最前線でCOVID-19と戦った先生方に聞く、次世代の医学研究に向けて
- 他多数

取得可能単位について

単位の取得については以下の通りです。詳しくはWEBサイトの「取得可能な単位について」でご案内しております。

単 位	現地参加	サテライト会場 ※1	WEB参加 LIVE配信 オナデモ配信	単 位	現地参加	サテライト会場 ※1	WEB参加 LIVE配信 オナデモ配信
日本医学会分科会 研修単位 (93学会) 例:日本内科学会、日本外科学会、等	○	○	○※2 ○※2	日本医師会生涯教育制度 学習単位	○	○	○ ×
日本医師会認定産業医制度 産業医学生涯研修単位	○	○	× ×	日本専門医機構専門医 共通講習 (感染対策、医療安全、医療倫理)	○	—	× ×
日本医師会認定健康スポーツ医制度 健康スポーツ医学 再研修単位	○	—	× ×	協力機関 例:日本歯科医師会、日本看護協会、日本薬剤師研修センター等	○	○	○ ○
日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修単位	○	○	○ ○				

※1 全国各地に視聴会場を設けて、指定された会場で該当プログラムを視聴した場合は単位取得が可能となります。詳しくはWEBサイトをご覧ください。

※2 一部の分科会においては、WEB参加による単位について、該当する単位はございません。 66

産業医研修単位の申し込みについて

産業医セッションの参加方法について

産業医セッションの事前登録には、あらかじめ第31回
日本医学会総会の参加登録が必要となります。

受講費用について

産業医セッションの受講は有料となります。※柱3-9のみ無料
産業医セッションの受講料は、受講セッション数に関わらず5,000円となります。
お支払いはクレジット決済のみとさせていただきます。

受講申込について

産業医研修単位の単位受講申し込みは、第31回日本医学会総会への事前参加登録の入金を確認した後にメールでお知らせする「マイページ」よりご登録ください。

マイページ内にある「単位受講申込」ボタンより、ご希望のセッションを選択してください。

お申込み後でも、**2023年3月31日(金)正午まで**は登録セッションの変更が可能です。セッションをキャンセルする場合は、受講料の返金はありませんのでご注意ください。

サテライト会場の設置について

本総会では、日本医師会認定産業医制度 産業医学研修会(産業医セッション)について、現地参加に加え、日本医学会総会では初めて全国にサテライト会場を設置することとなりました。

- サテライト会場での参加の場合でも、第31回日本医学会総会への参加登録が必要です。
- 現地会場での参加以外に、**各都道府県(一部を除く)**に設けられるサテライト会場での参加が可能です。サテライト会場で参加可能なセッションは、「更新」と「専門」の一部セッションのみとなります。
- 会場および対象セッションの詳細については、WEBサイトをご覧ください。
- “実地”は現地開催会場でのみ参加いただけます。
- 産業医セッションの受講料は、受講セッション数に関わらず5,000円となります。
お支払いはクレジット決済のみとさせていただきます。
- 取得(受講)可能なセッションは、**現地/サテライト合わせて6単位**となります。

産業医セッションの申込状況は
こちらからご確認ください。



定員に達し次第、受付終了

サテライト会場 実施セッション&開催地 一覧(2022年11月10日現在)

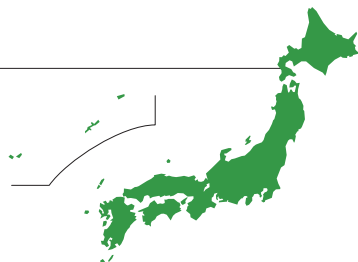
実施セッション

No.	日程	時間	研修種別	演題	演者
専-8	4月21日(金)	14:30~15:30	専門研修	メンタル不調者対応の助所	小森 陽子 株式会社 小森産業医事務所
専-9	4月21日(金)	16:00~17:00	専門研修	ストレスチェックを職場のメンタルヘルス対策の効果的なツールにする方法	征矢 敦至 株式会社 プロソフィパートナーズ
専-10	4月21日(金)	17:30~18:30	専門研修	遠隔での産業医業務の課題~中小企業における産業医活動の実態~	絹川 千尋 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学研究室
専-29	4月22日(土)	9:00~10:00	専門研修	職場の健診データの分析と活用	須賀 万智 東京慈恵会医科大学 環境保健医学講座
専-30	4月22日(土)	10:30~11:30	専門研修	産業医と安全管理	大久保 靖司 東京大学 環境安全本部
専-31	4月22日(土)	13:30~14:30	専門研修	職場における化学物質の健康影響	北村 文彦 埼玉産業保健総合支援センター/BIPROGY株式会社
更-8	4月22日(土)	15:00~16:00	更新研修	産業医の職務に関連する最近の改正情報	古屋 佑子 東海大学医学部 基盤診療学系 衛生学公衆衛生学
更-9	4月22日(土)	16:30~17:30	更新研修	高齢労働者への産業医の対応	竹田 透 労働衛生コンサルタント事務所オークス
更-10	4月22日(土)	18:00~19:00	更新研修	高齢就労における健康管理	西本 真証 センクス産業医事務所
更-13	4月23日(日)	9:00~10:00	更新研修	働き方から考える健康診断事後措置対応	菅野 良介 産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学
更-14	4月23日(日)	10:30~11:30	更新研修	医師の働き方改革と医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン	小島原 典子 静岡社会健康医学大学院大学 疫学領域
更-15	4月23日(日)	12:00~13:00	更新研修	産業医に求められる能力とは	浜口 伝博 産業医科大学

※会場により、実施セッションは異なります。詳細はWEBサイトに掲載している会場リストでご確認ください。

開催都道府県

北海道・東北エリア：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東甲信エリ：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都
北陸東海エリ：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
近畿エリ：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
中国四国エリ：島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県
九州沖縄エリ：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県



強盗被害、特殊詐欺被害防止のための滋賀県警察本部からのお願い

特殊詐欺情勢・被害防止の説明

1 情勢

令和4年中の特殊詐欺については、

- ・被害件数 132 件（令和3年対比+28件）
- ・被害総額約 3 億 2,400 万円（令和3年対比+約 1 億 8,300 万円）

となっており、被害者全体の7割以上が高齢者の被害となっております。

また、住宅に侵入する強盗事件や特殊詐欺については、闇バイトが起因していると報道がなされておりますので、下記の被害防止の推進をお願いします。

2 配布資料の説明

(1) 住宅に侵入する強盗被害の防止対策（「SHIGA ポリス NEWS Vol.3」）

住宅に侵入する強盗事件の被害防止対策として、空き巣などの家に入られる窃盗事件に入られない防犯対策が必要です。

その対策のために、まず、外出時や就寝時に「鍵かけ」を徹底していただくことが大切です。そのほかにも、防犯グッズの設置も有効です。

配布させていただいている資料をご確認ください。

(2) 特殊詐欺被害の防止対策（「SHIGA ポリス NEWS Vol.5」）

県警では、下記の「3つの決め事+1（プラスワン）」を推奨しております。

・自宅の電話を留守番設定に

※留守番電話にしておくことで、犯人が声を残すことを嫌がり電話を切断するため、常に留守番電話設定にすることを推奨しています。

・ATMで携帯電話を使わない

※ATMでの振込みによる被害では、犯人が被害者の携帯電話に電話をかけ、ATMの操作方法を指示します。そのため、ATMでは携帯電話での通話をしないように呼びかけています。

・キャッシュカードを渡さない+1（プラスワン）暗証番号を教えない

※大切なキャッシュカードや暗証番号を他人に、渡したり、教えないことを呼びかけています。

を実践をお願いします。

担当：警察本部生活安全企画課
犯罪抑止係 坂井・倉本
電話 077-522-1231

あなたの家も**泥棒**に狙われているかも！？



ポリスポイント



泥棒に入られないためには、外出時・就寝時の**鍵かけ**が基本！
さらに防犯グッズの活用で泥棒に入られない確率が格段にUP！



被害防止におすすめの防犯グッズ5選

1 窓用防犯アラーム

窓ガラスに防犯アラームを取り付けておけば、窓ガラスを割られたり、窓を開けられたり異変が起こると大音量で音が鳴るため、泥棒に犯行を断念させることができます。



2 窓用補助錠

窓のサッシに取り付ける補助錠で、簡単に設置することができます。
たとえ窓ガラスを割られ、クレセント錠を開けられたとしても、補助錠で窓が開かず、泥棒が困惑して犯行を断念させることができます。



3 窓ガラス防犯フィルム

窓ガラスに防犯フィルムを貼っておけば、泥棒がガラスを割ることに時間を要するため、泥棒に犯行を断念させる確率が高まります。

防犯フィルム →



4 センサーライト

センサーライトは夜間に威力を発揮します。泥棒は光で姿を照らされることを嫌がるので、家に近づこうとしません。



5 防犯カメラ

防犯カメラを設置することで、防犯意識の高い家であることを泥棒にアピールすることができ、泥棒の行動を残すことが出来るため非常に効果的です。
最近では、手ごろな価格で購入できる防犯カメラも販売されています。



画像提供：滋賀県防犯協会、滋賀県防犯設備士協会

窓用の防犯アラームや補助錠は、100円ショップなどで販売されているものもあり、低コストで手軽に、ご自宅の防犯対策をとることができます。

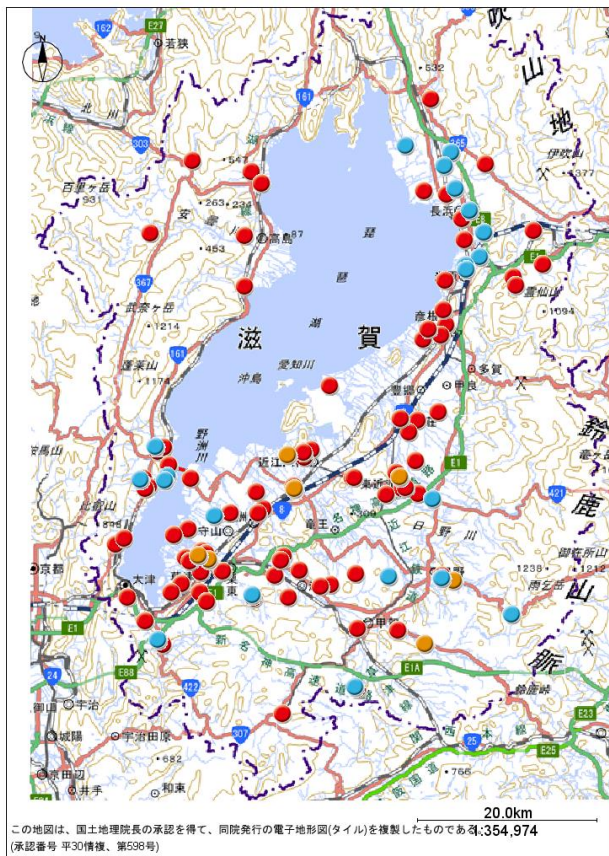
滋賀県警察は「犯罪抑止対策緊急強化戦略」を推進中！こちらをご覧ください。→

滋賀県警察本部 生活安全企画課 077-522-1231 (代)

※この情報発信の内容について御意見があればお知らせください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/police/>





滋賀県内での住宅侵入窃盗発生状況

	R4年 10月末	R3年 10月末	前年比
空き巣	96	80	+16
忍込み	22	37	-15
居空き	8	16	-8
合 計	126	133	-7

県内では、昨年に比べて空き巣の被害が増えている！



● 空き巣

留守中の家屋に侵入して金品を盗む手口

● 忍込み

家人が就寝中の家屋に侵入して金品を盗む手口

● 居空き

家人が在宅中の家屋に侵入して金品を盗む手口

近隣府県の住宅侵入窃盗発生状況 (R4年1月～10月末)



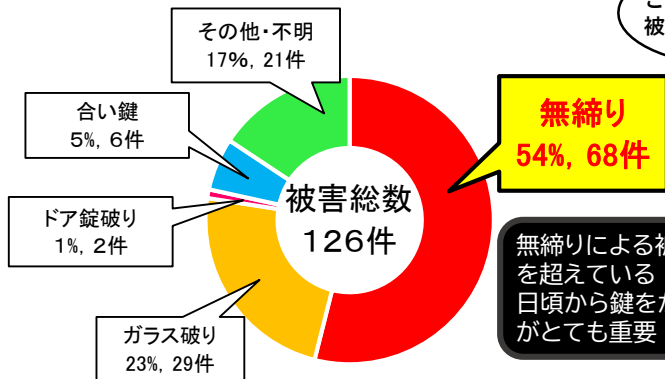
こんなに無締りでの被害が多いんだね



無締り
54%, 68件

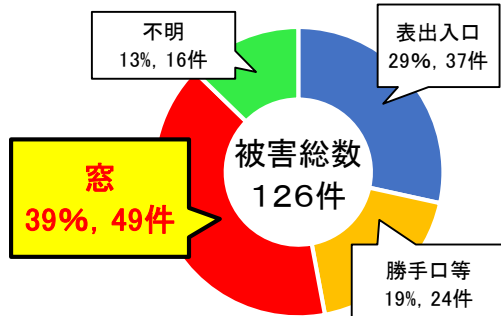
無締りによる被害が5割を超えている！
日頃から鍵をかける習慣がとても重要！

住宅への侵入手段の割合



10月中、県内では空き巣などの住宅侵入窃盗被害が24件発生！
今年のひと月あたりの平均被害件数11.3件を大きく上回っています！

住宅侵入口の割合



俺様の好物は何といっても
鍵のかかっていない家だ。
そして、俺様が苦手なものは、
光と音と人の目だ。

窓から侵入される被害が4割を占めている！
窓に対する防犯対策が非常に効果的！





緊急対策「特殊詐欺オールクリア！」

▼被害の根絶(クリア)、犯人を検挙(クリア)▼

実施中!



手塚まみ
歳末特別警戒本部長

詐欺に騙されないための

3つの決め事+1

自宅の電話を留守番設定に

ATMで携帯電話を使わない

キャッシュカードを渡さない
+ 暗証番号を教えない

12月の特殊詐欺被害状況（12/9時点）

被害増加中！

件数	受理日	被害の手口	被害者	被害に遭った形態
1	12月6日	預貯金詐欺（未遂）	70代・女性	—
2	12月7日	預貯金詐欺	70代・女性	キャッシュカードを犯人に手渡し
3	12月7日	預貯金詐欺	80代・女性	キャッシュカードを犯人に手渡し
4	12月8日	融資保証金詐欺	30代・男性	振込
5	12月8日	預貯金詐欺	80代・女性	キャッシュカードを犯人に手渡し
6	12月8日	オレオレ詐欺（未遂）	80代・女性	—
7	12月9日	預貯金詐欺	80代・女性	キャッシュカードを犯人に手渡し

還付金名目の詐欺が多発！

※昨年12月も還付金名目の詐欺が多発（R3. 12：10件発生）

- ※ 預貯金詐欺とは、親族、警察官、銀行員などを装い「口座が犯罪に利用されている、キャッシュカードの交換が必要」などの名目でキャッシュカード、預金通帳などを騙し取る手口
- ※ オレオレ詐欺とは、親族、警察官、弁護士を装い親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭を騙し取る手口
- ※ 融資保証金詐欺とは、実際には融資しないにもかかわらず、融資を申し込んできた者に対し、保証金などの名目で金銭を騙し取る手口

保険料の返金等還付金を名目とする実際の詐欺の手口

市役所の者です。保険料の還付金があります。
どこの金融機関の口座をお持ちですか？



市役所職員を
名乗る特殊詐欺の犯人

▲▲銀行ですが・・・



被害者

▲▲銀行の☆☆です。キャッシュカードが古くなっています。交換するので暗証番号を教えてください。
すぐに職員を自宅に取りに行かせます。



金融機関職員を
名乗る特殊詐欺の犯人

暗証番号は・・・

この後、被害者は自宅にきた金融機関職員を名乗る者にキャッシュカードを手渡ししてしまいます。

キャッシュカードを渡さない！暗証番号を教えない！

※ 金融機関職員がキャッシュカードを取りに来たり、暗証番号を聞き出すことは、**絶対にありません！**

「後期高齢者医療制度の見直し」に便乗した詐欺被害防止

動画配信中⇒<https://youtu.be/2PNGmXEp5Xs>

滋賀県警察本部 生活安全企画課 077-522-1231（代）

※この情報発信の内容について御意見があればお知らせください。



2023年(令和5年)2月11日 土 曜 日

滋賀県教育会館立ち退き訴訟

土地の明け渡し確定

最高裁 会館側の上告不受理

県有地を不法に占有しているとして、滋賀県が県教育会館(大津市梅林一丁目)を所有・運営する法人に立ち退きを求めた訴訟で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は10日までに、会館側の上告を受理しない決定をした。9日付。会館側に土地の明け渡しと2017年10月以降の使用料(年約933万円)に当たる損害金の支払いを命じた一審

大阪高裁判決が確定した。同会館は県庁本館西側の約1700平方メートルで、県教職員組合などが入居。県は15年11月、一帯に医療福祉拠点整備するた

不法占有ではないと主張。2021年6月の大津地裁判決は、公的施設としての利用を目的とする「行政財産」であるとする県側の主張を認め、大阪高裁もこれを支持した。

最高裁決定を受け、三日月大造知事は「すみやかに退去を求めるとともに、医療福祉拠点整備に向けた手続きに着手したい」とする談話を出した。

同法人の内海善夫理事は、「結果を受け入れざるを得ない。退去費用の捻出も含め、今後の対応について県や関係者と交渉を重ねていく」と話した。

県有地明け渡し命令確定

最高裁 会館側の上告受理せず

2017年9月末の使用許可期限を過ぎた後も県有地を不法に占有しているとして、県が一般財団法人「県教育会館」(大津市梅林一丁目)に明け渡しを求めた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は、上告を受理しない決定をした。9日付。県への明け渡しなどを命じた一、二審判決が確定した。

会館は県庁のすぐそばにあり、県教職員組合などが入居する。会館側は、土地は借地契約を結べる「普通財産」で占有権原がある

と主張し退去を拒否。これに対し、二審判決は、特別な場合を除き貸し付けがでない「行政財産」であり、「双方が行政財産と認識した上で維持管理されてきたと認められる」とした。

三日月大造知事は「県の主張が全面的に認められた。すみやかに退去を求め、医療福祉拠点整備に向けた手続きに着手する」とのコメントを発表した。会館側の代理人弁護士は「残念と言っしかない」と話した。

(武部真明)

2023年(令和5年)2月11日(土)

公財滋健第182号
令和5年2月10日

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会長
滋賀県放射線技師会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 山元 雅司
(公印省略)

令和4年度 第2回肺がん検診従事者講習会(Zoom)の開催について(通知)

春寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『令和4年度第2回肺がん検診従事者講習会開催要領』 に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において肺がん検診に従事されている医師・診療放射線技師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、参加申込書を添付、もしくは必要事項を記入し、メールにて3月17日(金)中※必着に当財団までお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

担当 小島由美子

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

令和4年度 第2回肺がん検診従事者講習会(Zoom)開催要領

1 目的

肺がん検診事業を円滑に推進するため、検診従事者(読影医師)の確保と資質向上を図ることを目的とし、胸部単純エックス線写真の読影についての基礎知識や読影演習を行う。

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県 滋賀県がん検診検討会肺がん部会

3 対象者

肺がん検診に従事する(または従事する予定の)医師 診療放射線技師等

4 開催日時および開催方法

令和5年3月26日(日) 13:30~15:00 受付開始 13:00

Zoom 講習会 (本部:公益財団法人滋賀県健康づくり財団)

5 プログラム内容および講師

13:30~13:35 開会の辞

13:35~13:50 令和3年度 肺がん検診実施状況報告(健康づくり財団より)

13:50~14:50 肺がん検診で発見された症例に対する検討(令和2年度)

滋賀県がん検診検討会肺がん部会 部会長 高橋 雅士 先生
(友仁山崎病院 院長)

14:50~14:55 閉会の辞

6 申し込み方法

参加申込書を添付、もしくは必要事項を記入し、E-mailで申し込み(3月17日(金)必着)

送付先メールアドレス: ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

【必要事項】 題名:講習会名 / 本文:①フリガナ ②氏名 ③所属名 ④職種

⑤所属郵便番号 ⑥所属住所 ⑦所属先電話番号 ⑧講習会(Zoom)参加メールアドレス

※参加申込書はホームページよりダウンロードできます

7 参加方法および参加費

Zoom 講習会に付、通信環境 600kbps(上り/下り)、カメラ付き PC(マイク、スピーカー)が必須です。開催の約3日前までに Zoom ミーティングの事前登録メールをお送りしますので、お名前とメールアドレスを事前登録お願いいたします。(詳細な参加方法は申込者へ連絡いたします。)

参加費無料

8 修了証書

参加者には、修了証書を発行します

9 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会認定(1単位)CC:15

(個人情報について)・個人情報は財団が定める「個人情報の取り扱いについて※当財団ホームページにてご確認ください」に従って適切に管理し、この研修運営以外の目的に利用することはありません。

・お申し込みの際はメールアドレスをご確認いただき、送り間違いにご注意ください。

滋賀県医師会長
県内郡市医師会長
滋賀県病院協会長
滋賀県放射線技師会長

} 様

公益財団法人滋賀県健康づくり財団
理事長 山元 雅司
(公印省略)

令和4年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会(Zoom)の開催について(通知)

春寒の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当財団の事業運営につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、がん検診従事者の資質向上を図ることを目的として、別添 『令和4年消化器(胃)がん検診従事者講習会開催要領』に基づき、標記講習会を開催します。

つきましては、本講習会の趣旨をご理解いただき貴台において胃がん検診に従事されている医師・診療放射線技師 等の方々にご周知いただくとともに、参加についてご配慮を賜りますようお願いいたします。

参加の申込みは、参加申込書を添付、もしくは必要事項を記入し、メールにて3月17日(金)中※必着に当財団までお願いいたします。

なお、本講習会の開催につきまして会合等でご案内していただき、事業の推進につきまして格別のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

〒520-0834

大津市御殿浜6番28号

公益財団法人滋賀県健康づくり財団

担当 松山 典弘

TEL 077-536-5210 FAX 077-536-5211

E-mail ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

令和4年度 消化器(胃)がん検診従事者講習会開催要領

1 目的

消化器がん検診事業のうち、胃がん検診を円滑に推進するため、内視鏡検診において発見された胃がん症例、X線検診において発見された胃がん症例の検討を実施することにより、検診従事者の資質向上を図ることを目的とする

2 主催

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 滋賀県 滋賀県がん検診検討会胃がん部会

3 対象者

胃がん検診に従事する(または従事する予定の)医師 診療放射線技師 保健師 等

4 開催日時および開催方法

令和 5 年 3 月 26 日(日)9:30～11:45 受付開始 9:00～

Zoom 講習会 (本部:公益財団法人滋賀県健康づくり財団)

5 プログラム内容

9:30～ 9:35 開会の辞

9:35～ 9:45 令和 3 年度胃がん検診についての実施状況報告(健康づくり財団より)

9:45～10:35 症例検討①「胃X線検診で発見された胃がん症例検討」

講師 公立甲賀病院 放射線診断主任部長 山崎 道夫 先生

10:35～10:40 質疑応答

10:40～10:45 休憩

10:45～11:35 症例検討②「対策型内視鏡検診において発見された胃がん症例検討」

講師 近江八幡市立総合医療センター 消化器内科主任部長 赤松 尚明 先生

11:35～11:40 質疑応答

11:40～11:45 閉会の辞

6 申し込み方法

参加申込書を添付、もしくは必要事項を記入し、E-mail で申し込み (3 月 17 日(金)必着)

送付先メールアドレス : ganbukai@kenkou-shiga.or.jp

【必要事項】 題名:講習会名 / 本文:①フリガナ ②氏名 ③所属名 ④職種

⑤所属郵便番号 ⑥所属住所 ⑦所属先電話番号 ⑧講習会(Zoom)参加メールアドレス

※参加申込書はホームページよりダウンロードできます

7 参加方法および参加費

Zoom 講習会に付、通信環境 600kbps(上り/下り)、カメラ付き PC(マイク、スピーカー)が必須です。

開催の約 3 日前までに Zoom ミーティングの事前登録メールをお送りしますので、お名前とメールアドレスを事前登録お願いいたします。(詳細な参加方法は申込者へ連絡いたします。)

参加費無料

(裏面へ続く)

8 修了証書

参加者には、修了証書を発行します

9 その他

日本医師会生涯教育制度指定講習会認定(2単位)CC:15

日本消化器がん検診学会 胃がん検診専門技師更新単位(2単位)

(個人情報について)・個人情報は財団が定める「個人情報の取り扱いについて※当財団ホームページにてご確認ください」に従って適切に管理し、この研修運営以外の目的に利用することはありません。

・お申し込みの際はメールアドレスをご確認いただき、送り間違いにご注意ください。

日医発第 1918 号（法安）
令和 5 年 2 月 10 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

2023 年度 日本医師会「医療安全推進者養成講座」の受講者募集について

平素から医療安全の推進につきましては種々ご高配をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、日本医師会「医療安全推進者養成講座」は、2001 年度の開講以来、のべ 10,719 名の受講者を数え、毎年度講習内容の充実に努めておりますが、このたび 2023 年度の講座を別紙の要領により開講の運びとなりましたので、ご案内申し上げます。具体的な教育カリキュラム、受講申し込み方法等は別紙をご参照下さい。

2015 年 10 月より医療事故調査制度が開始されるなど、医療をとりまく環境は、めまぐるしく変化しており、高度化・複雑化する医学・医療技術や、国民の疾病構造の変化・価値観の多様化に対応するため、医療関係職種には常に新たな知識の修得が求められています。また、医療機関において合理的かつ適切な安全管理を実施するために、実践的な知識と技術を身につけた人材を育成・確保することは大変重要であります。

貴会におかれましても本講座の意義をご理解いただき、広くご周知を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、2 月 20 日号の日医ニュースに掲載いたしますことを申し添えます。

2023 年度 日本医師会医療安全推進者養成講座 －受講者募集のご案内－

この度、日本医師会では、2023 年度医療安全推進者養成講座（2023 年 4 月～2024 年 3 月）の受講者を募集することといたしました。講座の目的、対象者等は次のとおりです。応募方法に沿ってお申し込みください。

講座の目的

医療機関において、合理的かつ適切な安全管理を実施するためには、安全管理に対する知識と技術を身につけた人材の確保が必要です。本講座は、医療事故や紛争の背後にある本質的な問題にアプローチできる人材を育成・養成することによって、組織的な安全管理体制の推進確立を図ることを目的とします。

受講対象者

医療、福祉の現場で医療の安全推進に取り組んでいる方を重視することとし、現在、医療機関、福祉関連施設の職員および都道府県医師会、郡市区医師会の事務局等で、医療の安全管理に対する強い意欲と高い関心を有する方を対象とします。

定員等

受講定員	修業年限	教育方法
1,000 名	1 年	月 1 回のペースで受講者専用のホームページに掲載するテキストと演習問題を中心とした <u>e-learning 形式の通信制講座</u> （年 1 回の講習会を開催）

注）本講座は e-learning 形式につき、インターネットを使用できる環境（ホームページの閲覧、E-mail の使用、動画の視聴等）にあることが必須要件になります。

教育カリキュラム

（2023 年 1 月時点予定。カリキュラムは一部変更になる場合がありますことをご了承ください。）

講座内容	① 医療安全対策概論 ② Fitness to Practice 論 ③ 事故防止職場環境論 ④ 医療事故事例の活用と無過失補償制度 ⑤ 医療事故の分析手法論 ⑥ 医療施設整備管理論 ⑦ 医薬品安全管理論 ⑧ 医事法学概論 ⑨ 医療現場におけるコーチング術
	講習会は 2023 年 10 月 8 日（日）に東京（日本医師会館）にて開催予定。 （プログラム詳細については決まり次第ご案内） 講習会に参加できない場合は、後日配信される動画を視聴しレポート提出。 ※感染症拡大の状況に鑑み、開催方法をインターネットでの動画配信及びレポート提出の形式に変更する場合あり。

修了要件・修了証の発行

下記の要件を満たした受講者に対し、日本医師会長名で「医療安全推進者養成講座修了証」を発行する。

- ・ 全教科の演習問題に
- ・ 締め切り期限内に回答し
- ・ いずれも6割以上正解すること。

かつ

- ・ 10月8日（日）開催の講習会に出席すること。もしくは後日配信される動画を視聴し期限内にレポートを提出すること。

受講料

日本医師会会員：年間 33,000 円（税込）

非会員：年間 55,000 円（税込）

※日本医師会会員価格とは、日本医師会会員本人のほか、会員が管理者・開設者を務める医療機関の職員、都道府県医師会ならびに郡市区医師会職員に適用される価格です。それ以外の方は、非会員価格となります。詳細は募集要項をご覧ください。

応募方法

1. 申し込み方法

- ・ 日本医師会ホームページ内「医療安全推進者養成講座案内」

<https://www.med.or.jp/anzen/kz/23entry/index.html> に掲載している「募集要項」を参照し、申込フォームに必要事項を入力して申込んでください。

ホームページ上からのお申込のみとなります。

- ・ 申込フォームに入力いただいたメールアドレスへ、仮受付けのご連絡（仮受付け番号記載）をし、その後、受講料のお支払方法等をメール送信いたします。受講料の入金確認をもって正式な受付けとなります。

※受講要件として、インターネットを使用できる環境にあること（ホームページの閲覧、E-mail の使用、動画の視聴等）が必須になります。

2. 締切り

- ・ 2023 年 3 月 12 日（日）

第7回

草津栗東認知症連携カンファレンス ～医療と福祉をつなぐ～

令和5年 **3月9日(木)** 18:30～20:00 (受付18:00～)

知って得する！
カンファレンス

「せん妄」

九谷医院 院長 佐伯 満男 氏

せん妄はなぜBPSDに含まれないの？ せん妄の薬物療法とは？などについて、
神経内科医の視点でお話しいただきます。

講演

「認知症初期集中支援チームについて」

南草津けやきクリニック 理事長・院長 宮川 正治 氏

認知症初期集中支援チームって、どんなことをするの？ どんなケースが対象？
かかりつけ医と専門職の連携は？などについて、事例や宮川先生のご経験を交えてお話しいただきます。

医師、医療福祉従事者（看護師、薬剤師、介護支援専門員、リハ職等）

Zoomを利用したWeb配信（後日招待メールをお送りします）

※zoomを利用する環境のない方のために、南部健康福祉事務所大会議室（草津市草津3丁目
14-75）を開放いたします。人数に限りがありますので、来所予定の方は裏面申し込み書で、
必ず事前申し込みをお願いします。

しがネット受付サービス(裏面参照)にてお申込ください！

※新型コロナウイルス感染拡大状況により延期の可能性があります。
(延期の場合には、申し込みサイトを中止し、すでにお申し込みの方にはメールでお知らせします)

申し込み特典

お申し込みの方には、第1回/第2回/第6回（第6回の講演動画については今回限りの
共有となります）の講演動画の掲載サイト〔期間限定公開〕のご案内をお送りします！

世話人(五十音順、敬称略):

ことう医院 後藤秀夫、九谷医院 佐伯満男、淡海医療センター 阪上芳男、眞下草津医院 下郷司、
南草津けやきクリニック 高橋淳、済生会滋賀県病院 藤井明弘、南草津けやきクリニック 宮川正治、
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所なでしこ草津 村田真由美、
居宅介護支援事業所きらら 森本清美

事務局:滋賀県南部健康福祉事務所(滋賀県草津保健所)、草津市、栗東市

共催:一般社団法人草津栗東医師会 ※日本医師会生涯教育制度指定講習会認定申請中

問い合わせ

【TEL】077-562-3614 【FAX】077-562-3533 【E-mail】ea30500@pref.shiga.lg.jp
【事務局】滋賀県南部健康福祉事務所(滋賀県草津保健所) 医療福祉連携係 担当 仲下

(3月9日)第7回草津栗東認知症連携カンファレンス ～医療と福祉をつなぐ～(申し込み)

◆ZOOMで参加希望の方

1. 参加を希望される方は、3月3日(金) 13:00 までに下記 URL (もしくはQRコード) からお申し込みください。

ZOOMで参加の方は、こちらでお申し込みください。

【URL】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/renkeikanfa7>

【QRコード】



※上記、URL (QRコード) からの申し込みが難しい場合は、「所属機関、職種、氏名、今回のテーマで講師に質問したことがあれば質問事項」を下記アドレス (ea30500@pref.shiga.lg.jp) までお知らせください。

2. 事務局から3月7日(火)までに招待メールをお送りします。
3. 3月8日(水)までに招待メールが届かない場合は、当日の3月9日(木) 9時までに事務局までご連絡ください。

◆南部健康福祉事務所で参加希望の方

下記に記載いただき、FAX 077-562-3533にて申し込みください。

滋賀県南部健康福祉事務所(草津保健所) 仲下 行

FAX 送信票 (送付状不要)

会場での受講希望の方のみ
こちらでお申し込みください。

標記研修会に、会場にて聴講申し込みをします。

医療機関名(所属)	職種	お名前	連絡先(電話番号)

(事前関係資料送付用のメールアドレス：)

今回のテーマについて講師への質問がありましたら、ご記入ください。

--

◆申し込み締切り：令和5年3月3日(金) 13:00

滋 県 薬 第 1 7 号

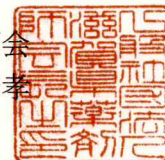
令和 5 年 2 月 3 日

一般社団法人草津栗東医師会

会長 新木 真一 様

一般社団法人滋賀県薬剤師会

会 長 大迫 芳孝



『薬局による腎機能数値の積極的な把握と腎機能共有ツールの作成』に関する
モデル事業へのご協力をお願い

平素より、本会の事業運営について、格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では現在、標記モデル事業を実施しております。このモデル事業は、腎機能を積極的に把握して共有し、滋賀県全体で腎機能低下者の処方適正化や急性腎障害の予防に繋げることを目的としています。

この事業の一環として、検査結果を薬局で相談することを勧めるリーフレットを作成しました。当会では、このリーフレットを広く県民に周知することにより、薬局の健康サポート機能を十分に発揮するよい機会にしたいと考えております。

また、「滋賀リビング」並びに「びわこ新聞」では、血液検査や健康診断などの結果を、薬局で薬剤師に相談できることをお知らせする広告記事を掲載しています。

県内の会員薬局はもちろん非会員薬局にも本事業を周知し、滋賀県全体で薬局の健康サポート機能強化を推進してまいります。

つきましては、お薬手帳にて腎機能低下者の具体的な値を共有するなど、かかりつけ医との連携強化を図りたいと考えておりますので、貴会関係会員各位へのご周知方につきまして、何卒ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、この度のリーフレットは、各市町健康増進事業課および各市町国保主管課にも配付を依頼しておりますことを申し添えます。

記

■送付物

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 本紙 | 1 枚 |
| ② リーフレット | 10 部 |
| ③ 「滋賀リビング」並びに「びわこ新聞」掲載記事 | 1 枚 |

【事務局】

(一社) 滋賀県薬剤師会 事務局

担当：シラバス WG 事務担当：西村、林

E-mail info@shigayaku.or.jp

薬局で検査結果を 見せましょう！！

腎

肝

心

検査値で
体の状態が
把握できます

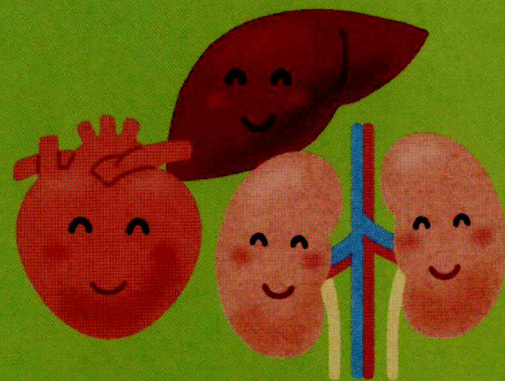
糖

脂質

血球

検査結果から確認していること…

- ・生活習慣見直しのポイント
- ・薬の効果
- ・副作用の早期発見 など

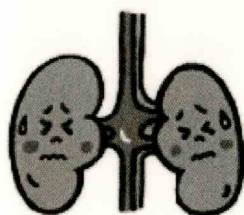


かかりつけ薬剤師・薬局まで気軽にご相談ください。

血液検査・
健康診断など

気になる検査結果のこと 薬局で **薬剤師に** 相談できます

- ☐ 血液検査や健診の結果などを
わかりやすく解説
- ☐ 処方された薬の効能や副作用を
丁寧に説明
- ☐ 薬の効果や副作用を確認
- ☐ 食事や運動など生活習慣について
アドバイス



薬の中には腎臓の働きを悪くしてしまうものがあります。また加齢などで腎臓の働きが悪くなると、薬の成分が排出されにくくなり、血液中に溜まって思わぬ副作用が起きることがあります。あなたの血液検査の数値を薬剤師が確認し、医師と相談することで、薬の量の変更などにつながるケースがあります。

「年齢とともに
低下する」
と言われる腎機能

一般社団法人 滋賀県薬剤師会 草津市笠山7 4 52 ☎077(565)3535

・「滋賀リビング」

令和5年1月28日号掲載予定

・「びわこ新聞」

令和5年2月1日号掲載予定

滋医政第 90 号
令和5年(2023年)1月31日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県病院協会
各地域医師会長
各消防本部(局)消防(局)長
大津市保健所長
各保健所長
防災危機管理局長

様

滋賀県健康医療福祉部長
(公印省略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について(通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療機関名	所在地
社会福祉法人恩賜財団済生会守山市民病院	守山市守山四丁目14番1号
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院	栗東市大橋二丁目4番1号
独立行政法人国立病院機構東近江総合医療センター	東近江市五智町255番地
東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町8番16号
医療法人恭昭会彦根中央病院	彦根市西今町421番地
公益財団法人豊郷病院	犬上郡豊郷町八目12番地
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田1221番地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町14番7号
高島市民病院	高島市勝野1667番地

滋 医 政 第 1 0 2 号
令和 5 年(2023 年) 2 月 3 日

一般社団法人滋賀県医師会長	}	様
一般社団法人滋賀県病院協会長		
各 地 域 医 師 会 長		
各 消 防 本 部 (局) 消 防 (局) 長		
大 津 市 保 健 所 長		
各 保 健 所 長		
防 災 危 機 管 理 局 長		

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

医療法人徳洲会近江草津徳洲会病院
草津市東矢倉三丁目 3 4 - 5 2

滋 医 政 第 1 3 3 号
令和5年(2023年)2月17日

一般社団法人滋賀県医師会長	}	様
一般社団法人滋賀県病院協会長		
各地域医師会長		
各消防本部(局)消防(局)長		
大津市保健所長		
各保健所長		
防災危機管理局長		

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について (通知)

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

名 称：独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院
所在地：大津市富士見台16-1

講演会・研修会等のご案内

第19回理事会連絡事項

	開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
★	3月18日(土) 15:00～17:00(予定)	保険診療研修会(自主指導)	Web開催	内容等未定	滋賀県 医師会	保険担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度単位取 得可能(CCは調整中)
	3月23日(木) 15:30～16:30	令和4年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★	4月9日(日) 13:00～16:10	母体保護法指定医師研修会 ※県内の母体保護法指定医師および新規 指定を予定の医師のみ受講可	ピアザ淡海 滋賀県立県民 交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	①母体保護法の趣旨と適正な運用について 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会 委員 松島法律事務所 弁護士 松島 温 先生 ②生命倫理について ～令和4年度母体保護法指導者講習会報告について～ ③医療安全・救急処置について 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会 委員長 高橋 健太郎	滋賀県 医師会	母体保護担当 指定医師ならびに関係 機関へFAXにて案内済	日医生涯教育制度 (申請予定)

・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年2月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 2/17 (金)	令和4年度都道府県医師会事務局長連絡会	2:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会	日医	
R5/ 2/18 (土)	部落解放研究第30回滋賀県集会	9:50 AM (～ 4:00 PM)	滋賀県立文化産業交流会	その他	
R5/ 2/18 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	梅田スカイビル ウエスト22階 F会議室	近医連	
R5/ 2/18 (土)	近医連スポーツ医担当理事連絡協議会	4:30 PM (～ 6:00 PM)	梅田スカイビル	近医連	
R5/ 2/19 (日)	第28回滋賀県獣医学会	10:00 AM (～)	Zoomによるオンライン開催	関連団体	★
R5/ 2/19 (日)	第71回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事会	10:30 AM (～ 3:10 PM)	神戸ポートピアホテル	近医連	
R5/ 2/21 (火)	中絶審査	4:00 PM (～ 5:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/ 2/21 (火)	公益社団法人滋賀医学国際協力会 理事会	5:30 PM (～ 6:30 PM)	滋賀医科大学 中会議室	その他	
R5/ 2/22 (水)	第173回近畿地方社会保険医療協議会滋賀部会	1:45 PM (～)	近畿厚生局滋賀事務所	国	★
R5/ 2/22 (水)	令和4年度感染症発生動向調査企画検討会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	WEB会議	県	★
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/24 (金)	経済産業医療企業年金基金第17回理事会・代議員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	ピアザ淡海305	関連団体	
R5/ 2/25 (土)	令和4年度日本医師会医療情報システム協議会(1日目)	12:00 PM (～ 6:30 PM)	理事室	日医	
R5/ 2/25 (土)	マネジメント研修会	1:00 PM (～ 5:00 PM)	ピアザ淡海 207会議室	県医師会	
R5/ 2/26 (日)	令和4年度日本医師会医療情報システム協議会(2日目)	10:00 AM (～ 3:30 PM)	理事室	日医	
R5/ 2/26 (日)	医療ICT委員会(Web開催)	3:30 PM (～ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 2/27 (月)	令和4年度公衆衛生事業功労者厚生労働大臣表彰および一般社団法人日本公衆衛生協会会長表彰	2:00 PM (～)	イイノホール&カンファレンスセンター	県	
R5/ 2/28 (火)	滋賀県災害医療体制連絡協議会および同DMAT部会	10:00 AM (～12:00 PM)	滋賀県庁 危機管理センター1階 プレスセンター	県	
R5/ 2/28 (火)	第38回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会(Web開催)	4:30 PM (～ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	
R5/ 3/ 2 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第3回緩和ケア推進部会	6:00 PM (～)	ZoomによるWeb会議	県	★
R5/ 3/ 3 (金)	第8回近医連常任委員会	2:30 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R5/ 3/ 3 (金)	近畿ブロック日医代議員協議会	3:00 PM (～)	大阪府医師会館	近医連	
R5/ 3/ 3 (金)	第10回日本医師会赤ひげ大賞表彰式	5:00 PM (～ 8:00 PM)	パレスホテル東京 2階「葵」	日医	★
R5/ 3/ 4 (土)	令和4年 近医連救急災害医療担当理事連絡協議会(近医連災害時等協定書に基づく訓練検証会)	3:00 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R5/ 3/ 5 (日)	令和4年度 都道府県災害医療コーディネーター研修	10:10 AM (～ 4:10 PM)	日本赤十字社 東京四港区芝大門 1-1-3 2階 201 会議室	国	
R5/ 3/ 5 (日)	第20回市民公開講座(中止)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	フェリエ南草津	県医師会	
R5/ 3/ 6 (月)	大津市医師会立看護専修学校 卒業式	2:00 PM (～)	琵琶湖ホテル 3階「瑠璃」	関連団体	★
R5/ 3/ 6 (月)	第12回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年2月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 3/ 7 (火)	第2回滋賀県がん対策推進運動実行委員会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	滋賀県健康づくり財団 1階 大会議室	関連団体	★
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/ 9 (木)	令和4年度 滋賀県学校保健会第2回理事会・評議員会	2:15 PM (～ 4:30 PM)	滋賀大学大津サテライトプラザ (大津市末広町1-1) 日本生命大津	関連団体	★
R5/ 3/10 (金)	令和4年度滋賀医科大学卒業式・学位授与式	10:00 AM (～)	滋賀医科大学 体育館	その他	★
R5/ 3/12 (日)	第10回MIMMSプロバイダー1日コース【8/28から日程変更】	8:30 AM (～ 5:20 PM)	彦根勤労福祉会館 たちばな	県医師会	
R5/ 3/14 (火)	令和4年度第2回がん患者就労支援専門部会・滋賀長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両	10:00 AM (～12:00 PM)	オンラインミーティング(Zoom)	県、労働局	★
R5/ 3/14 (火)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	2:00 PM (～ 3:30 PM)	Zoomでの開催	県	
R5/ 3/14 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 3/14 (火)	令和4年度 第2回滋賀県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会	6:00 PM (～)	Web開催(Zoom)	関連団体	
R5/ 3/15 (水)	滋賀県看護協会訪問看護支援センター 令和4年度第2回運営委員会	10:00 AM (～12:00 PM)	滋賀県看護研修センター (ハイブリッド)	関連団体	★
R5/ 3/15 (水)	滋賀短期大学卒業式	10:00 AM (～)	滋賀短期大学	関連団体	★
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/16 (木)	第53回滋賀県公衆衛生学会 第2回実行委員会	3:00 PM (～)	健康づくり財団1階 大会議室	関連団体	★
R5/ 3/16 (木)	滋賀県介護支援専門員連絡協議会との懇談会 (Web開催)	4:00 PM (～ 6:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 3/16 (木)	令和4年度滋賀県周産期医療等協議会(WEB会議)	6:00 PM (～ 8:00 PM)	県庁(会議室未定)	県	
R5/ 3/17 (金)	滋賀県社会福祉協議会 令和4年度第1回評議員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 2階 第一研修室	その他	★
R5/ 3/17 (金)	医療従事者の安全確保に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会3階小講堂・ホール (Web)3階会議室	日医	★
R5/ 3/18 (土)	第4回死生懇話会	1:30 PM (～ 4:00 PM)	県庁もしくは周辺にて調整中	県	
R5/ 3/18 (土)	保険診療研修会(自主指導)(Web開催)	2:30 PM (～)		県医師会	★
R5/ 3/19 (日)	JMAT研修 統括編(Web開催)	9:00 AM (～ 5:30 PM)	Web開催	日医	
R5/ 3/20 (月)	令和4年度 第1回滋賀県がん対策推進協議会 (ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁本館 4-A もしくは Zoom参加	県	
R5/ 3/22 (水)	令和4年度滋賀県要保護児童対策連絡協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町4丁目1-1	県	★
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	令和4年度 第3回滋賀県地域医療対策協議会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀県危機管理センター	県	★
R5/ 3/23 (木)	第1回医師のワーク・ライフ・バランスを考える会(ハイブリッド)	3:00 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 3/23 (木)	令和4年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R5/ 3/24 (金)	滋賀県防災会議	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀県危機管理センター WEB会議	県	★
R5/ 3/25 (土)	全国医師会医療秘書学院連絡協議会 令和4年度第2回常任委員会ならびに第2回運営委	4:00 PM (～ 5:30 PM)	東京ステーションコンファレンス 6階	日医	★

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年2月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 3/26 (日)	第153回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
R5/ 3/27 (月)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第52回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R5/ 3/27 (月)	第2回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁危機管理センター	県	★
R5/ 3/30 (木)	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 令和4年度第2回理事会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	滋賀県医療情報ネットワーク協議会事務局	県医師会	★
R5/ 4/ 2 (日)	令和5年度学校保健講習会(Web配信)	10:00 AM (~ 3:30 PM)	各自Web参加 又は 3階会議室	日医	★
R5/ 4/ 4 (火)	令和5年度滋賀医科大学入学宣誓式	10:00 AM (~)	滋賀医科大学 体育館	関連団体	★
R5/ 4/ 5 (水)	第1回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 4/ 9 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県医師会	
R5/ 4/13 (木)	令和5年度都道府県医師会広報担当理事連絡協議会(Web開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	Web対応:応接室	日医	★
R5/ 4/13 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 4/13 (木)	日本医師会国際保健検討委員会	3:00 PM (~)	日本医師会館501・502会議室	日医	★
R5/ 4/18 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 4/19 (水)	第2回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 4/21 (金)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	2:30 PM (~ 6:30 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 4/22 (土)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	8:30 AM (~ 7:00 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 4/23 (日)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	9:00 AM (~ 1:00 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 5/10 (水)	第3回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 5/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 5/18 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 5/23 (火)	第39回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会(Web開催)	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web対応:理事室	日医	
R5/ 5/27 (土)	第17回男女共同参画フォーラム	1:30 PM (~)	都ホテル四日市	日医	★
R5/ 5/31 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 6/ 7 (水)	第5回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 6/20 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 6/25 (日)	第154回日本医師会定例代議員会	9:30 AM (~)	日本医師会	日医	
R5/ 6/28 (水)	第6回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 7/ 5 (水)	第7回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 7/13 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★

・ 7 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年2月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 7/18 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 7/19 (水)	第8回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 7/27 (木)	令和5年度全国メディカルコントロール協議会連絡会 (第1回)(予定)	3:00 PM (~ 6:00 PM)	帝京大学板橋キャンパス 東京都板橋区加賀2-11-1	国	★
R5/ 8/ 9 (水)	第9回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 8/15 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 8/23 (水)	第10回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 9/ 6 (水)	第11回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/ 9/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/ 9/14 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 9/20 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/10/11 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/10/17 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/10/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/10/25 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/11/ 8 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/11/14 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/11/16 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/11/22 (水)	第16回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R5/12/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R5/12/20 (水)	第17回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R6/ 1/11 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	★
R6/ 1/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R6/ 1/17 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R6/ 2/ 7 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R6/ 2/13 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	★
R6/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R6/ 2/21 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★
R6/ 3/ 6 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

R6 3月以降 行事予定表

(令和5年2月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R6/ 3/14 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R6/ 3/19 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	★
R6/ 3/27 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	★

草津栗東医師会・行事予定表

令和5年 3月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	水			
2	木	感染対策向上加算 合同カンファレンス	14:00～16:00	済生会滋賀県病院なでしこホール
3	金			
4	土	令和4年度 草津市胸部レントゲンを学ぶ会(WEB配信)	14:00～16:00	草津市役所(本部)
5	日			
6	月			
7	火			
8	水	渋川学区の医療福祉を考える会議	14:00～15:30	キラリエ草津402
9	木	草津栗東認知症連携カンファレンス(WEB配信)	18:30～20:00	南部健康福祉事務所(本部)
10	金			
11	土	令和4年度 草津市・栗東市胃がん検診従事者講習会(WEB配信)	15:00～16:00	医師会会議室(本部)
12	日			
13	月			
14	火			
15	水			
16	木	地域職域医師会会長会議 『草栗ゴ木会』	14:30～16:00	東城陽ゴルフ倶楽部
17	金			
18	土	3月理事役員会	14:00～15:30	キラリエ草津303会議室
19	日			
20	月			
21	火			
22	水			
23	木			
24	金			
25	土	3月例会 感染対策向上加算 合同カンファレンスと研修会	14:00～15:00 15:00～17:00	キラリエ草津502・503会議室 キラリエ草津502・503会議室
26	日	ゴルフ同好会		蒲生GC
27	月			
28	火			
29	水			
30	木			
31	金			